

滑川市の環境

第15号

滑川市

目 次

第1章 滑川市の概況	1
第2章 環境行政機構	
1. 機 構	2
2. 機構のあゆみ	2
3. 環境対策審議会	3
4. 廃棄物減量等推進審議会	3
5. 大地と水循環保全審議会	3
第3章 環境の現況及び実施した施策	
第1節 大気汚染の現況	4
1. 浮遊粒子状物質	6
2. 光化学オキシダント	7
第2節 水質汚濁の現況	8
1. 河川の水質汚濁状況	26
(1) 公共用河川	26
(2) 農 業 用 水	27
2. 海域の水質汚濁状況	31
第3節 騒音の現況	34
1. 環 境 騒 音	35
2. 自 動 車 騒 音	40
3. 工 場 騒 音	42
第4節 振動の現況	43
第5節 悪臭の現況	46
第6節 地下水の現況	47
第7節 公害苦情の受理状況	52
第8節 公害防止協定の締結状況	53
第9節 公害防止施設整備資金利子補給	54
第10節 特定施設等の届出状況	55
第11節 廃棄物の現況	57
1. ごみ処理の現況	57
2. し尿処理の現況	65

第4章 令和2年度以降に実施しようとする施策

1. 大気汚染防止対策	67
2. 水質汚濁防止対策	67
3. 騒音・振動防止対策	67
4. 地下水保全対策	68
5. 廃棄物対策	68
6. 地球温暖化防止対策	68
7. 大地と水循環の保全	69
8. その他	69

< 資料 >

1. 滑川市公害防止条例	70
2. 滑川市公害防止条例施行規則	74
3. 滑川市地下水の採取に関する条例	75
4. 滑川市地下水の採取に関する条例施行規則	78
5. 滑川市環境対策審議会規則	80
6. 滑川市公害防止施設整備資金利子補給要綱	81
7. 滑川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	83
8. 滑川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則	89
9. 滑川市環境美化促進条例	92
10. 滑川市環境美化促進条例施行規則	95
11. 滑川市の大地と水循環を守る条例	96
12. 滑川市の大地と水循環を守る条例施行規則	102

第1章 滑川市の概況

滑川市の概況

本市は、富山県の中央部からやや東北寄りに位置し、富山湾に面しており、東側は早月川を境界に魚津市と接し、南西側は郷川とこれに合流する上市川を境界に上市町、富山市に接しています。南東方向の壮大な北アルプスを背景に、加積山麓階と呼ばれる旧扇状地の大地や上大浦地区を扇頂に扇端が海岸線まで広がる新扇状地などによって形成された自然豊かな田園都市です。

地形は、山地から海岸線まで直線距離で約 13 km、富山湾に面する海岸線の長さが約 8 km、面積は約 55 km²となっています。

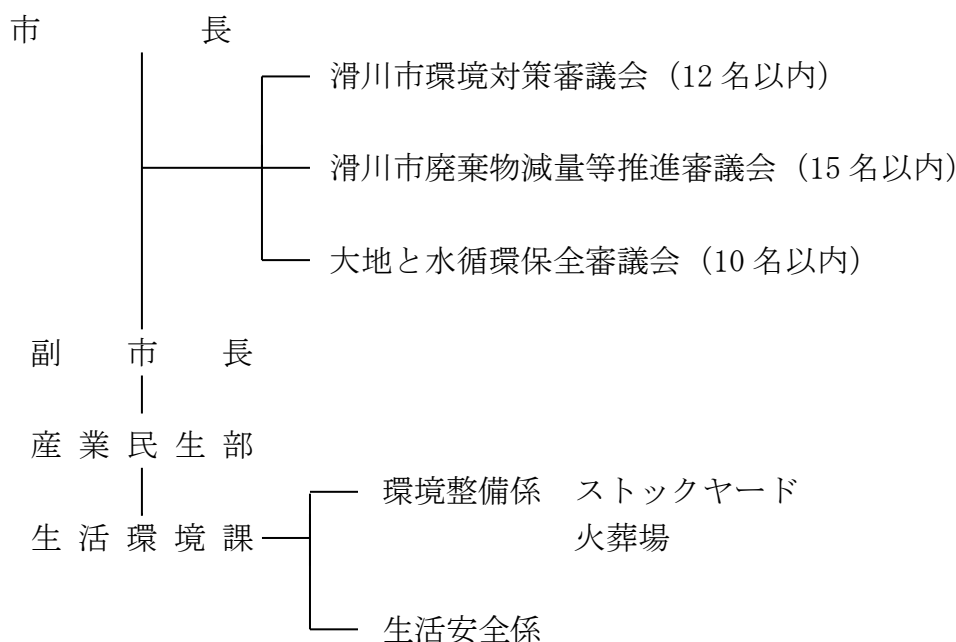
滑川の町並は 16 世紀以降、北陸街道沿いに形成されて宿駅として栄え、明治時代には中新川郡の中心的位置を占めていました。昭和 28 年に旧滑川町、浜、早月、北、東、中、西の各加積村が合併し、その翌年に市制が施行され滑川市が誕生しました。また、昭和 31 年に旧山加積村の一部を編入し、現在の市域が形成されました。

平成 31 年 4 月 1 日現在の人口は 33,236 人、世帯数 12,335 世帯となっています。

第2章 環境行政機構

第2章 環境行政機構

1. 機構（平成31年4月現在）



2. 機構のあゆみ

- | | |
|---------|--|
| 昭和45年5月 | 産業民生部保健課に公害係を設置し、公害に係る行政事務を所管することになった。 |
| 昭和46年3月 | 滑川市公害防止条例を制定する。 |
| 昭和47年4月 | 技術職員の充実と計測機器の整備を行い、大気汚染の常時観測、騒音の調査及び技術指導の強化を図った。 |
| 昭和49年5月 | 保健課公害係から生活環境課公害係と改名し、より生活に密着したものとなる。 |
| 昭和57年5月 | 機構改革で、生活環境課と市民課が統合して、市民生活課公害係となる。 |
| 昭和62年4月 | 機構改革で、公害係と衛生保険係の衛生と統合して、衛生公害係となる。 |
| 平成5年4月 | 機構改革で、市民生活課が健康環境課と市民課に分轄され、健康環境課衛生公害係となる。 |
| 平成7年3月 | 滑川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例を制定する。 |
| 平成11年4月 | 機構改革で健康環境課の保険健康担当が福祉課の国保介護保険班として改名し移行する。 |
| 平成13年4月 | 健康環境課が生活環境課に改名され健康センターが保険介護課へ移行する。 |

- 平成 13 年 12 月 滑川市環境美化促進条例を制定する。
- 平成 21 年 3 月 滑川市じん芥処理場跡地にストックヤード（資源ごみ保管施設）を建設する。
- 平成 30 年 12 月 滑川市の大地と水循環を守る条例を制定する。

3. 環境対策審議会

滑川市公害防止条例第 14 条の規定により、市長の諮問に応じ、公害の防止その他公害に関する必要な事項を調査審議するため滑川市環境対策審議会を置くこととしています。

4. 廃棄物減量等推進審議会

滑川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第 7 条の規定により、市長の諮問に応じ、廃棄物の減量及びリサイクルに関する重要事項を審議するため滑川市廃棄物減量等推進審議会を置くこととしています。

5. 大地と水循環保全審議会

滑川市の大地と水循環を守る条例第 16 条の規定により、市長の諮問に応じ、良好な大地と水循環の保全に関する重要な事項を調査審議するため大地と水循環保全審議会を置くこととしています。

第3章 環境の現況及び 実施した施策

第3章 環境の現況及び実施した施策

第1節 大気汚染の現況

昭和30年代後半からの高度経済成長により大きく経済発展をとげましたが、その反面、石油や石炭などの燃料を大量に消費するようになり、工場や自動車等からの排出ガスが飛躍的に増え大気を汚染するようになってきました。

県では、これらの状況に対応するためブルースカイ計画を策定し、県下全域において大気汚染物質の排出削減に努めました。その結果、光化学オキシダント以外の汚染物質について、環境基準の達成率が100%となっています。

また、近年、浮遊粒子状物質の中でも、粒径 $2.5\mu\text{m}$ 以下の微小粒子状物質(PM_{2.5})が、呼吸器疾患など健康に悪影響を及ぼすことがあることから、国が平成21年に環境基準を設定したところです。

本市では大気汚染物質による環境濃度を把握するため県と共同で上島地、(西部小学校敷地内)に常時観測局(図-1)を設置し、浮遊粉じん濃度、オキシダント濃度、風向風速の測定を行ってきました。

平成31年4月、新たに策定された大気汚染常時観測局適正配置計画により、過去の大気汚染物質の環境基準達成状況等を踏まえ、県内の観測局の統廃合が行われ、上島地内の常時観測局については、浮遊粉じん濃度及び風向風速の測定が廃止されることとなりました。今後は県によるオキシダント濃度の測定のみを行うこととなります。

なお、平成30年度までの各測定項目における状況は表-2から表-5のとおりであり、大気汚染に係る環境基準は表-1のとおり定められています。

表-1 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下 1時間値が0.1ppm以下
浮遊粒子物質	1時間値の1日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下 1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04~0.06ppmのゾーン内又はそれ以下
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下
微小粒子状物質(PM _{2.5})	1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下 1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下

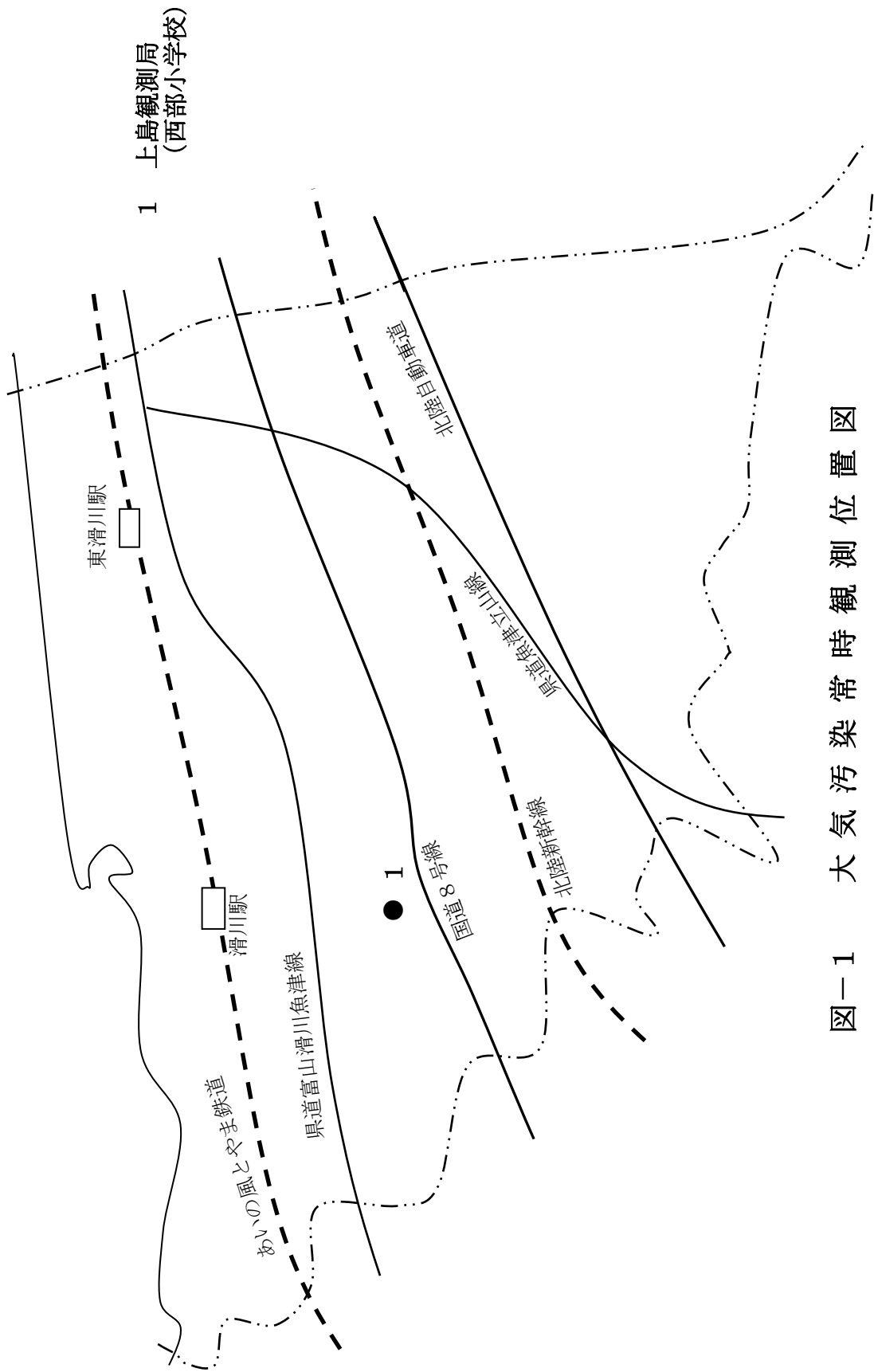


図-1 大気汚染常時観測位置図

1. 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質は、粉じんやばいじんの中でも粒径が10ミクロン以下で大気中に比較的長時間浮遊する物質である。主な発生源としては、工場等から発生するばいじんや堆積物から発生する粉じんなどがあげられます。

平成11年度からの年度別変化(表-2)をみると0.014~0.023ppmと横ばい状態にあったが、平成28年度以降は0.012ppm以下となっています。また環境基準の適合状況をみると、国の指示に基づく長期的評価では環境基準に適合しています。

表-2 年度別浮遊粉じん濃度の平均値と環境基準の適合状況

観測局名	年 度	有効測定日数	測定時間	年平均値	1日平均 値の2% 除外値	日平均値が 0.1mg/m ³ をこえた日 が2日以上 連続したこ との有無	環境基準 の長期的 評価によ る適合状 況
		(日)	(時間)	(mg/m ³)	(mg/m ³)	(有・無)	(適・否)
上 島 観 測 局	11	365	8,748	0.016	0.042	無	適
	12	304	7,990	0.023	0.056	無	適
	13	360	8,645	0.016	0.048	無	適
	14	364	8,729	0.022	0.068	無	適
	15	347	8,359	0.022	0.056	無	適
	16	356	8,589	0.020	0.063	無	適
	17	360	8,634	0.020	0.061	無	適
	18	365	8,734	0.017	0.056	無	適
	19	361	8,667	0.013	0.048	無	適
	20	348	8,351	0.015	0.046	無	適
	21	359	8,606	0.012	0.035	無	適
	22	359	8,631	0.013	0.043	無	適
	23	360	8,655	0.013	0.039	無	適
	24	356	8,573	0.012	0.043	無	適
	25	360	8,637	0.013	0.053	無	適
	26	360	8,669	0.014	0.042	無	適
	27	364	8,740	0.014	0.049	無	適
	28	362	8,705	0.012	0.034	無	適
	29	365	8,742	0.010	0.029	無	適
	30	349	8,404	0.011	0.032	無	適

注 1. 測定は、β線吸収法による。

2. 光化学オキシダント

光化学オキシダントは、大気中の窒素酸化物や炭化水素などが太陽光線の作用を受けて生成する二次的物質であり、その発生のメカニズムは未だ十分に解明されていません。

平成 11 年度からの年度別光化学オキシダント濃度の年平均値と環境基準の達成状況（表－3）をみると、1 時間値が 0.06ppm を超えない場合の割合が 91.0～96.7%となっており、100%を達成していない状況であります。

なお、平成 14 年に 2 回、平成 16 年に 1 回、平成 29 年に 1 回、富山県大気汚染緊急時対策要綱に基づき、市内一円に光化学オキシダント注意法（0.12ppm 以上）が発令されています。

表－3 年度別光化学オキシダント濃度の年平均値と環境基準の達成状況

観測局名	年 度	昼間測定日数 (日)	昼間測定時間 (時間)	年 昼間 平均 1 時間 値 (ppm)	1 時間値の最高値 0.06ppm 以下であること (環境基準)	1 時間値が 0.06ppm を超えない場合の割合
					(ppm)	(%)
上 島 観 測 局	11	3 5 4	5,358	0.031	0.105	92.2
	12	3 5 5	5,193	0.029	0.104	94.0
	13	3 6 1	5,339	0.029	0.108	93.7
	14	3 6 5	5,424	0.031	0.129	92.3
	15	3 6 5	5,450	0.031	0.102	92.4
	16	3 6 1	5,348	0.030	0.117	93.6
	17	3 6 5	5,427	0.033	0.111	91.0
	18	3 6 4	5,398	0.030	0.103	94.6
	19	3 6 6	5,446	0.030	0.120	94.5
	20	3 6 5	5,404	0.029	0.097	96.2
	21	3 6 5	5,445	0.027	0.104	95.2
	22	3 6 5	5,435	0.029	0.106	95.2
	23	3 6 6	5,457	0.029	0.100	95.3
	24	3 6 5	5,429	0.032	0.090	95.5
	25	3 6 4	5,414	0.030	0.095	95.6
	26	3 6 5	5,451	0.028	0.094	96.7
	27	3 6 6	5,451	0.030	0.092	95.1
	28	3 6 5	5,453	0.037	0.091	95.2
	29	3 5 8	5,339	0.037	0.117	94.0
	30	3 5 3	5,258	0.037	0.092	95.5

注 1. 測定は、中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法又は紫外線吸収法による。

第2節 水質汚濁の現況

本市の東部を流れる早月川は、北アルプス剣岳に源を発し、扇状地を形成しながら富山湾に注ぎ、急流で川幅が比較的広く、流量は豊水と渇水の差が大きい、流路延長 27 kmの中小河川です。また、西部には上市川が流れています。

このような公共用水域の水質保全と環境基準の適合状況を把握するため、河川については、12 河川 19 地点（図－2）、海域については7 地点（図－3）の合計 26 地点について定期的に採水し、水質の測定を行っています。公共用水域の中で上市川、中川、早月川及び海域については、環境基準の水域類型が図－4、表－4，5のように設定されています。工場からの排水については水質汚濁に係る排水基準として、表－6，7のとおり定められています。

過去、生活様式の多様化に伴い市街地を中心とした中小河川で、生活排水が原因の水質汚濁による影響が見受けられたため公共下水道事業、農業集落排水事業の整備及び合併処理浄化槽設置整備補助金制度を導入して水質汚濁の防止に努めています。

本市の河川及び海域についての環境基準の適合状況をみると、河川では 100% 適合していますが、海域では改善傾向は見られるものの河川と比べると適合率が低い状況です。富山湾の水質は気象、海象等の自然要因に左右されやすく、中長期的に推移をみる必要があります。

また、県では海上保安庁と共同で海潮流や栄養塩の挙動調査を行い環境基準適合率の低下の原因を調べるとともに汚濁発生源の抑制を目的として、「富山湾水質改善対策推進協議会」を開催し、窒素、りん削減に向けた対策を事業者へ要請しています。

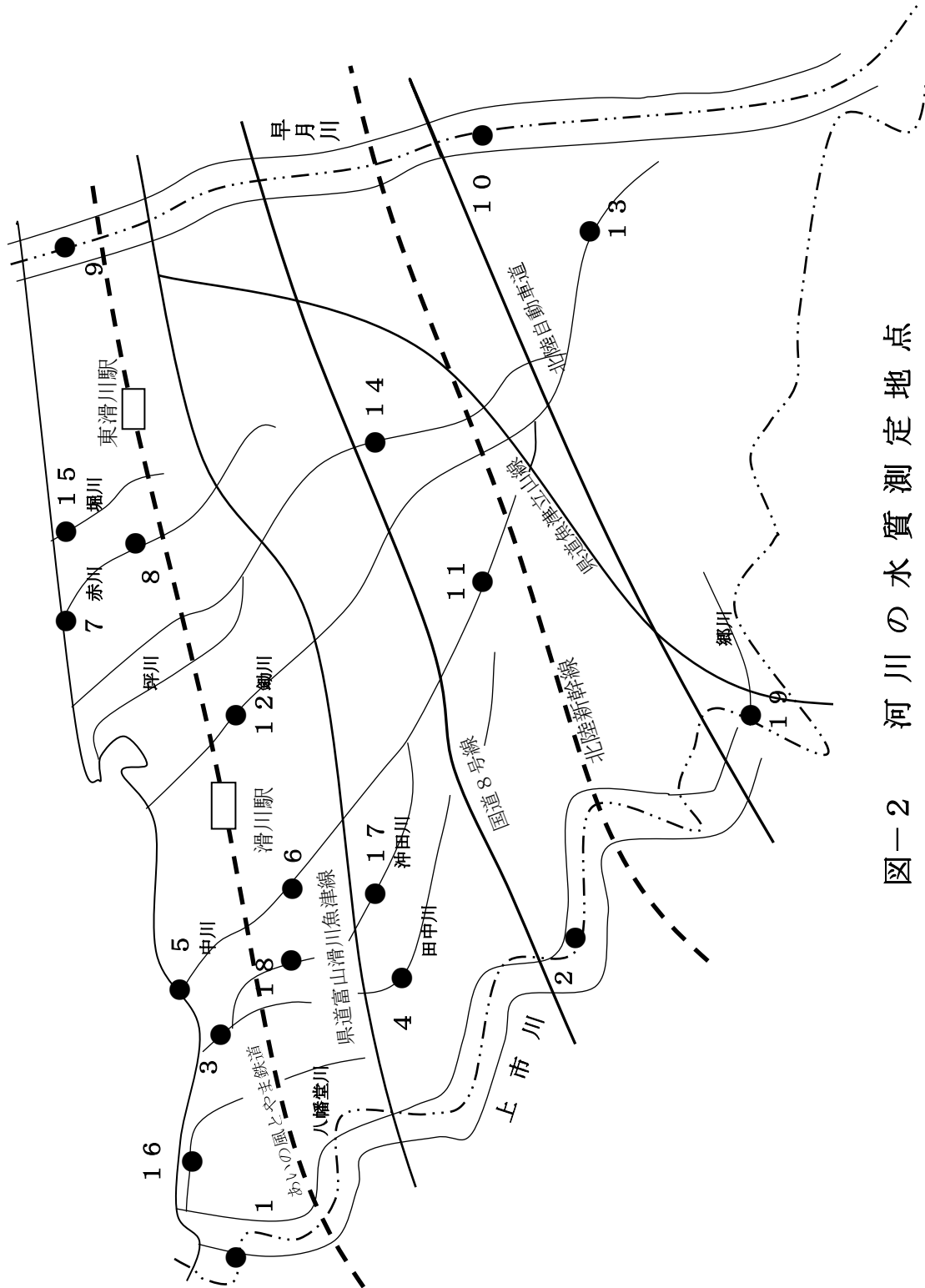


図-2 河川の水質測定地点

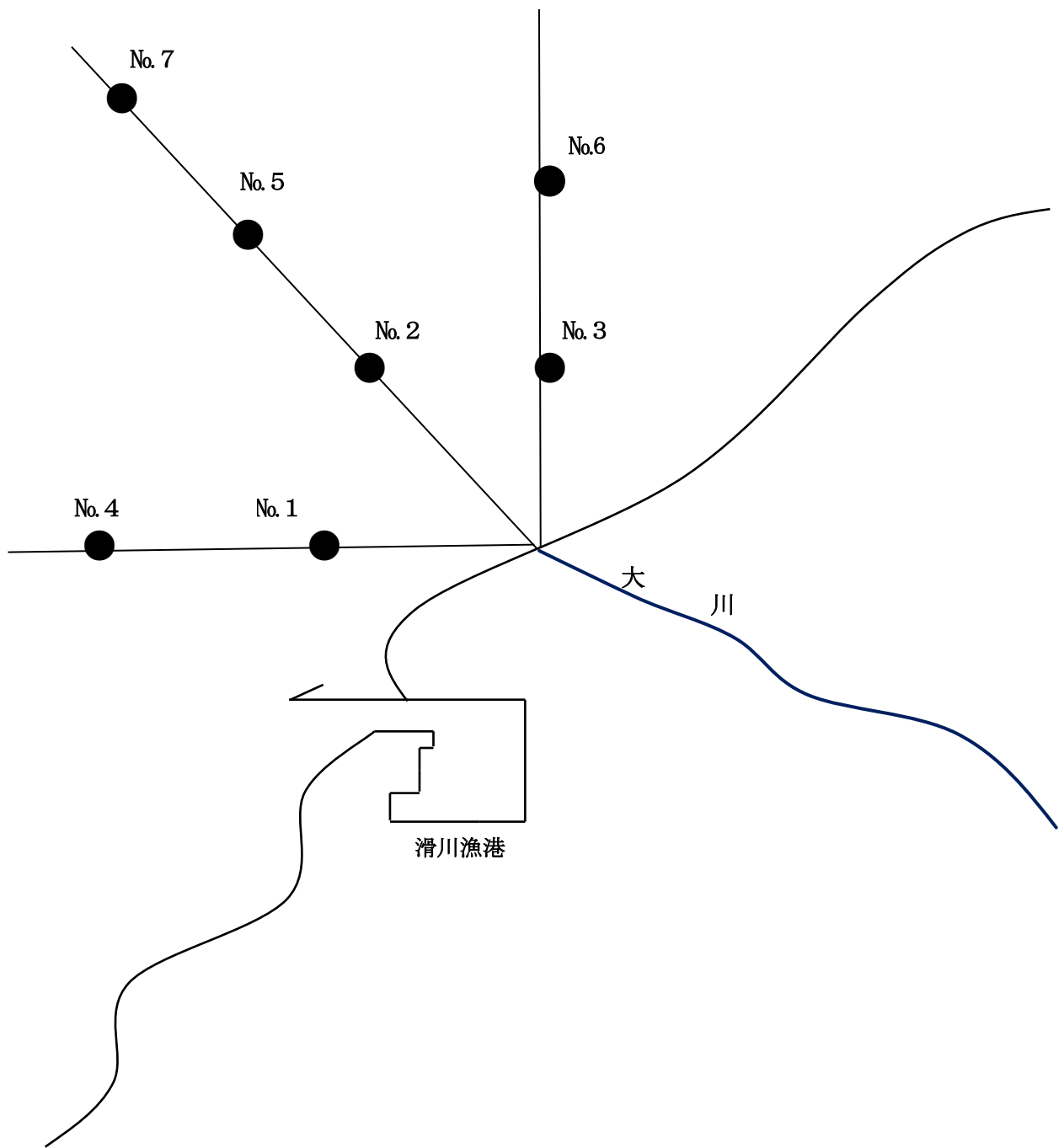


図-3 海域の測定地点図

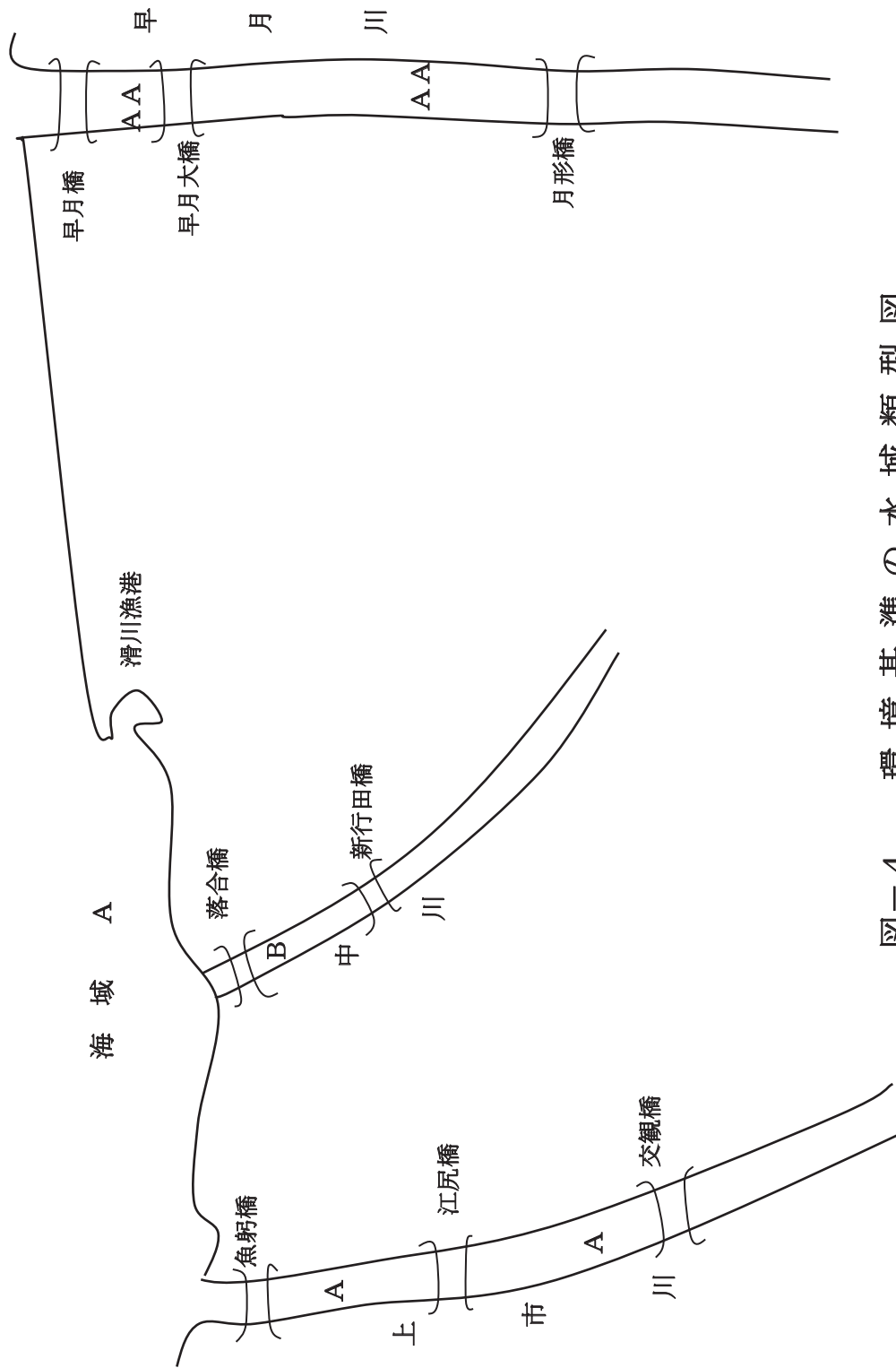


図-4 環境基準の水域類型図

表一 4 水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定

(1) 河 川

水 域 名	告示年月日	水域の区分	該当類型	達成期間
常願寺川水域等	昭 49. 12. 18	上 市 川 (全域)	A	イ
		中 川 (全域)	B	イ
早月川水域等	昭 51. 3. 26	早 月 川 (全域)	AA	イ

(2) 海 域

水 域 名	告示年月日	水域の区分	該当類型	達成期間
富山湾海域	昭 51. 3. 26	その他の富山湾海域	海域A	イ

(注) 達成期間の分類は、次のとおりとする。

- (1) [イ] は、直ちに達成
- (2) [ロ] は、5年以内で可及的速やかに達成

表一 5 水質汚濁に係る環境基準

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カ ド ミ ウ ム	0.003 mg/ℓ以下	1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ以下
全 シ ア ン	検出されないこと	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ以下
鉛	0.01 mg/ℓ以下	トリクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下
六 価 ク ロ ム	0.05 mg/ℓ以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下
砒 素	0.01 mg/ℓ以下	1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/ℓ以下
総 水 銀	0.0005 mg/ℓ以下	チ ウ ラ ム	0.006 mg/ℓ以下
ア ル キ ル 水 銀	検出されないこと	シ マ ジ ン	0.003 mg/ℓ以下
P C B	検出されないこと	チ オ ベ ン カ ル ブ	0.02 mg/ℓ以下
ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.02 mg/ℓ以下	ベ ン ゼ ン	0.01 mg/ℓ以下
四 塩 化 炭 素	0.002 mg/ℓ以下	セ レ ン	0.01 mg/ℓ以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/ℓ以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/ℓ以下	ふ つ 素	0.8 mg/ℓ以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ以下	ほ う 素	1 mg/ℓ以下
1, 4-ジオキサン	0.05 mg/ℓ以下		

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、環境庁告示等で定められた測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格 43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

1. 河川 (湖沼を除く。)

ア)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当 水域
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素 量 (DO)	大腸菌 群数	
AA	水道1級、自然環境 保全及びA以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/リットル 以下	25 mg/リットル 以下	7.5 mg/リットル 以上	50MPN /100ml 以下	表 一 4 により 水域 類型 ごと に指 定す る水 域
A	水道2級、水産1 級、水浴及びB以下 の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/リットル 以下	25 mg/リットル 以下	7.5 mg/リットル 以上	1,000MP N /100ml 以下	
B	水道3級、水産2級 及びC以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/リットル 以下	25 mg/リットル 以下	5 mg/リットル 以上	5,000MP N /100ml 以下	
C	水産3級、工業用水 1級及びD以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/リットル 以下	50 mg/リットル 以下	5 mg/リットル 以上	—	
D	工業用水2級、農業 用水及びEの欄に 掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/リットル 以下	100 mg/リットル 以下	2 mg/リットル 以上	—	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/リットル 以下	ごみ等の 浮遊が認 められな いこと	2 mg/リットル 以上	—	

備考 1. 基準値は、日間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)

2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/リットル以上とする。(湖沼もこれに準ずる。)

(注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

〃 2 級：沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

〃 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3. 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

〃 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

〃 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4. 工業用 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

〃 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

〃 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

イ)

項目 類型	水生生物の生息状況の 適応性	基準値			該当 水域
		全亜鉛	ノニルフェ ノール	直鎖アルキル ベンゼンスル ホン酸及びそ の塩	
生物A	イワナ、サケマス等比較 的低温域を好む水生生物 及びこれらの餌生物 が生息する水域	0.03 mg/リットル 以下	0.001 mg/リットル 以下	0.03 mg/リットル 以下	表 - 4 により 水域類 型ごと に指定 する水 域
生物特A	生物Aの水域のうち、生 物Aの欄に掲げる水生 生物の産卵場（繁殖場） 又は幼稚仔の生育場と して特に保全が必要な 水域	0.03 mg/リットル 以下	0.0006 mg/ リットル以下	0.02 mg/リットル 以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温 域を好む水生生物及び これらの餌生物が生息 する水域	0.03 mg/リットル 以下	0.002 mg/リットル 以下	0.05 mg/リットル 以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水 域のうち、生物Bの欄に 掲げる水生生物の産卵 場（繁殖場）又は幼稚仔 の生育場として特に保 全が必要な水域	0.03 mg/リットル 以下	0.002 mg/リットル 以下	0.04 mg/リットル 以下	

備考 1. 基準値は、年間平均値とする。

2. 海 域

ア)

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当 水域
		水素イオ ン濃度 (pH)	化学的酸 素要求量 (COD)	溶存酸素 量 (DO)	大腸菌 群数	n-ヘキサ ン抽出物質 (油分)	
A	水産1級、水浴、 自然環境保全及 びB以下の欄に 掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2 mg/リットル 以下	7.5 mg/リットル 以上	1,000MPN /100ml 以下	検出されな いこと	表 - 4 により 水 域

B	水産2級、工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3 mg/リットル 以下	5 mg/リットル 以上	—	検出されな いこと	類 型 ご と に 指 定 す る 水 域
C	環 境 保 全	7.0以上 8.3以下	8 mg/リットル 以下	2 mg/リットル 以上	—	—	

備考 1. 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100ml以下とする。

- (注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境の保全
 2. 水産 1 級：マダイ、ブリ、ワカ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 // 2 級：ホウ、リ等の水産生物用
 3. 環 境 保 全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

イ)

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値		該 当 水 域
		全窒素	全 磷	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.2 mg/リットル以下	0.02 mg/リットル以下	表 - 4 に より水域 類型ごと に指定す る水域
II	水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.3 mg/リットル以下	0.03 mg/リットル以下	
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの（水産3種を除く。）	0.6 mg/リットル以下	0.05 mg/リットル以下	
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1 mg/リットル以下	0.09 mg/リットル以下	

備考 1. 基準値は、年間平均値とする。
 2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

- (注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境の保全
 2. 水産 1 種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 水産 2 種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 水産 3 種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 3. 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ)

項目 類型	水生生物の生息状況の適用性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物A	水生生物の生息する水域	0.02 mg/ℓ以下	0.001 mg/ℓ以下	0.01 mg/ℓ以下	表-4により水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01 mg/ℓ以下	0.0007 mg/ℓ以下	0.006 mg/ℓ以下	

備考 基準値は、年間平均値とする。

表一 6 水質汚濁に係る排水基準

(1) 有害物質（健康項目）

項 目	許容限度	項 目	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/リットル	1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/リットル
シアン化合物	1 mg/リットル	1,1-ジクロロエチレン	1 mg/リットル
有機リン化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルピ メト及びE P Nに限る)	1 mg/リットル	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/リットル
		1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/リットル
鉛及びその化合物	0.1 mg/リットル	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/リットル
六価クロム化合物	0.5 mg/リットル	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/リットル
ひ素及びその化合物	0.1 mg/リットル	チウラム	0.06 mg/リットル
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005 mg/リットル	シマジン	0.03 mg/リットル
		チオベンカルブ	0.2 mg/リットル
アルキル水銀化合物	検出されないこと	ベンゼン	0.1 mg/リットル
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/リットル	セレン及びその化合物	0.1 mg/リットル
トリクロロエチレン	0.1 mg/リットル	ほう素及びその化合物	海域以外 10 mg/リットル
テトラクロロエチレン	0.1 mg/リットル		海域 230 mg/リットル
ジクロロメタン	0.2 mg/リットル	ふっ素及びその化合物	海域以外 8 mg/リットル
四塩化炭素	0.02 mg/リットル		海域 15 mg/リットル
		アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝 酸化合物及び硝酸化合物	100 mg/リットル
		1,4-ジオキサン	0.5 mg/リットル

- 備考 1 アルキル水銀の「検出されないこと」とは、排水基準を定める省令第 2 条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 2 ひ素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和 49 年政令第 363 号）の施行の際、現に湧出している温泉（温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。
- 3 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物に係る排水基準は、アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量である。
- 4 別表 1 に掲げる有害物質の種類につき同表に掲げる業種に属する工場・事業場に係る排水基準は、平成 29 年 11 月 30 日（金属鉱業及び溶融めっき業（溶融亜鉛めっきを行うものに限る。）に属する工場・事業場は、平成 28 年 11 月 30 日）までは同表のとおりとする。
- 5 別表 2 に掲げる有害物質の種類につき同表に掲げる業種その他区分に属する工場・事業場に係る排水基準は、平成 28 年 6 月 30 日までは同表のとおりとする。
- 6 別表 3 に掲げる有害物質の種類につき同表に掲げる業種その他区分に属する工場・事業場に係る排水基準は、平成 30 年 5 月 24 日までは同表のとおりとする。

別表 1

有害物質の種類	業 種	許容限度 (mg/l%)
カドミウム及びその化合物	金属鉱業	0.08

備考 中欄に掲げる業種に属する特定事業場が同時に他の業種に属する場合において、(1)の表又はこの表により当該業種につき異なる許容限度が定められているときは、当該特定事業場に係る排水については、それらの許容限度のうち、最大のものを適用する。

別表 2

有害物質の種類	業 種 その 他 の 区 分	許容限度 (mg/l%)
ほう素及びその化合物	電気めっき業 (海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。)	30
	ほうろう鉄器製造業 (海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。)	40
	うわ薬製造業 (ほうろううわ薬を製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。)	
	貴金属製造・再生業 (海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。)	
	下水道業 (旅館業 (温泉を利用するものに限る。)) に属する特定事業場 (下水道法第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。)) から排出される水を受け入れており、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものであつて、一定の条件に該当するものに限る。)	50
	金属鉱業 (海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。)	140
	うわ薬製造業 (うわ薬瓦の製造に使用するうわ薬を製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。)	
	旅館業 (温泉を利用するものに限る。)	500
ふっ素及びその化合物	ほうろう鉄器製造業 (海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。)	12
	うわ薬製造業 (ほうろううわ薬を製造するものであり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。)	
	電気めっき業 (1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。)	15
	旅館業 (水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令 (昭和49年政令第363号) の施行の際に湧出していなかった温泉を利用するものであつて、1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。)	
	旅館業 (温泉 (自然に湧出しているものを除く。)) を利用するものであつて1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル未満であるもの又は改正政令の施行の際、現に湧出していた温泉を利用するものに限る。)	30
	電気めっき業 (1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル未満であるものに限る。)	40
	旅館業 (温泉 (自然に湧出しているもの (掘削により湧出させたものを除く。)) に限る。)) を利用するものであつて、1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル未満であるもの又は改正政令の施行の際、現に湧出していた温泉を利用するものに限る。)	50

アンモニア・アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	下水道業（下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第24条の2第1項第1号に定める特定公共下水道に係るものであり、かつ、モリブデン化合物製造業又はジルコニウム化合物製造業に属する下水道法上の特定事業場から排出される水を受け入れているものに限る。）	130
	酸化コバルト製造業	160
	畜産農業	600
	ジルコニウム化合物製造業	700
	モリブデン化合物製造業	1,650
	バナジウム化合物製造業	1,650
	貴金属製造・再生業	2,900

別表3

有害物質の種類	業種	許容限度 (mg/l)
1,4-ジオキサン	エチレンオキサイド製造業	3
	エチレングリコール製造業	3

備考 中欄に掲げる業種に属する特定事業場が同時に他の業種に属する場合において、改正後の省令別表第一又は、この表により当該業種につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該特定事業場に係る排水については、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。

(2) その他の項目（生活環境項目）

項目	水素イオン濃度 (pH)		生物化学的酸素要求量 (BOD)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	ノルマルヘキサン抽出物質		フェノール類
	海域以外の公共用水域 (水素指数) 5.8~8.6	海域 (水素指数) 5.0~9.0				鉱油類	動植物油脂類	
許容限度			160 mg/l (日間平均) 120 mg/l	160 mg/l (日間平均) 120 mg/l	200 mg/l (日間平均) 150 mg/l	5 mg/l	30 mg/l	5 mg/l

項目	銅	亜鉛	溶解性鉄	溶解性マンガン	クロム	大腸菌群数	窒素	リン
許容限度	3 mg/l	2 mg/l	10 mg/l	10 mg/l	2 mg/l	3,000 個/cm ³ (日間平均)	120 mg/l (日間平均) 60 mg/l	16 mg/l (日間平均) 8 mg/l

- 備考 1 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 2 この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。
- 3 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排出基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水については適用しない。
- 4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際（昭和49年12月1日）現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。

- 5 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。
- 6 窒素及びリン含有量についての排水基準は、窒素及びリンが湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。
- 7 別表1に掲げる業種に属する工場・事業場に係る亜鉛の排水基準は、令和3年12月10日までは同表のとおりとする。

別表1

項目	業種	許容限度(mg/ℓ)
亜鉛	金属鉱業	5
	電気めっき業	
	下水道業（金属鉱業又は電気めっき業に属する特定事業場（下水道法（昭和33年法律第79号）第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。）から排出される水を受け入れているものであって、一定の条件に該当するものに限る。）	

- 備考 1 中欄に掲げる業種に属する特定事業場（水質汚濁防止法第2条第6項に規定する特定事業場をいう。）が同時に中欄に掲げる業種以外の業種にも属する場合においては、当該特定事業場から排出される排出水の亜鉛含有量に係る排出基準については、下欄に掲げるものを適用する。
- 2 「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が2を超えることをいう。

$$\frac{\sum Ci \cdot Qi}{Q}$$

この式において、Ci、Qi及びQは、それぞれ次の値を表すものとする。

Ci 当該下水道に水を排出する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の亜鉛含有量の通常値（単位 1リットルにつきミリグラム）

Qi 当該下水道に水を排出する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の通常量（単位 1日につき立方メートル）

Q 当該下水道から排出される排出水の通常量（単位 1日につき立方メートル）

表7 水質汚濁に係る上乗せ排水基準

(1) シアン化合物並びに^ひ砒素、カドミウム及びその化合物に係る排水基準

区分	有害物質の種類及び許容限度			適用する区域
	カドミウム及びその化合物	シアン化合物	^ひ 砒素及びその化合物	
1日当たりの平均的な排出水の量（以下この表において「排出水の量」という。）が、10,000立方メートル以上50,000立方メートル未満の工場又は事業場		0.5 mg/ℓ		県内の全公共用水域

排水の量が 50,000 立方メートル以上 100,000 立方メートル未満の工場又は事業場		0.3 mg/リットル		
排水の量が 100,000 立方メートル以上の 工場又は事業場	0.01 mg/リットル	0.1 mg/リットル	0.05 mg/リットル	

備考 1. この表に掲げる有害物質に係る許容限度の検定は、排出基準を定める省令（昭和 46 年総理府令第 35 号）第 2 条の規定に基づき、環境大臣が定める方法によるものとする。

2. 次の各号に掲げる業種に属する工場又は事業場（排水の量が 10,000 立方メートル以上 100,000 立方メートル未満の工場又は事業場に限り。）に係る排水のカドミウム及びその化合物の排水基準については、各号に定める日までの間は、次の表のとおりとする。

(1) 非鉄金属第一次製錬・精製業（亜鉛に係るものに限る。）、非鉄金属第二次製錬・精製業（亜鉛に係るものに限る。）又は溶融めっき業（溶融亜鉛めっきを行うものに限る。） 平成 29 年 11 月 30 日

(2) 金属鋳業 令和元年 11 月 30 日

区 分	カドミウム及びその化合物の許容限度
排水の量が 10,000 立方メートル以上 50,000 立方メートル未満の工場又は事業場	0.05 mg/リットル
排水の量が 50,000 立方メートル以上 100,000 立方メートル未満の工場又は事業場	0.03 mg/リットル

(2) 早月川水域等に係る排水基準

区 分			項目及び許容限度				適用する 区 域
			生物化学的 酸素要求量 (BOD) mg/リットル	化学的酸素 要 求 量 (COD) mg/リットル	浮遊物質 量 (SS) mg/リットル	ノルマルヘキサン抽 出物質含有 量(動植物油 脂類含有量) mg/リットル	
昭 51.4.1 に おいて既に 設置されて いる工場又 は事業場 (昭 51.4.1 において既 に完工され ているもの を含む。)	一般 地域に 所在す るもの	食料品製造業に係 るもの	120 (日間平均 100)		90 (日間平均 70)		早月川、 片貝川、 高橋川、 入川、小 川、木流 川、笹川、 境川及び これらに 流入する 公共用水 域並びに 富山湾海 域
		化学工業に係るも の	50 (日間平均 30)	50 (日間平均 30)			
		セメント・同製品 製造業に係るもの			180		
		洗たく業に係るも の	120 (日間平均 100)				
		その他の業種(砕 石製造業及び砂利 採取業を除く。)に 係るもの	25 (日間平均 20)	25 (日間平均 20)	120 (日間平均 100)	15	
		水質令別表第 1 の 73の項に掲げる施 設のみを設置する もの		日間平均 20	日間平均 70		
	下 水道 整備 地域に 所在す るもの	すべての業種に係 るもの	25 (日間平均 20)	25 (日間平均 20)	90 (日間平均 70)	15	
		水質令別表第 1 の 73の項に掲げる施 設のみを設置する もの		日間平均 20	日間平均 70		

区 分			項目及び許容限度				適用する 区 域
			生物化学的 酸素要求量 (BOD) mg/リットル	化学的酸素 要 求 量 (COD) mg/リットル	浮遊物質 量 (SS) mg/リットル	ノルマルヘキサン抽 出物質含有 量(動植物油 脂類含有量) mg/リットル	
昭 51.4.1 の 後において 新たに設置 される場又 は事業場(昭 51.4.1 にお いて既に着 工されてい るものを除 く。)	一般 地域 に 所 在 す る も の	すべての業種に係 るもの	25 (日間平均 20)	25 (日間平均 20)	90 (日間平均 70)	15	早月川、 片貝川、 高橋川、 入川、小 川、木流 川、笹川、 境川及び これらに 流入する 公共用水 域並びに 富山湾海 域
		水質令別表第 1 の 72 の項に掲げる施 設のみを設置する もの	日間平均 30	日間平均 30			
		水質令別表第 1 の 73 の項に掲げる施 設のみを設置する もの	日間平均 20	日間平均 20	日間平均 70		
	下 水 道 整 備 地 域 に 所 在 す る も の	すべての業種に係 るもの	25 (日間平均 20)	25 (日間平均 20)	90 (日間平均 70)	15	
水質令別表第 1 の 73 の項に掲げる施 設のみを設置する もの		日間平均 20	日間平均 20	日間平均 70			

- 備考 1. 一般地域は、下水道整備地域に属さない地域の範囲とする。
2. 下水道整備地域は、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 2 条第 8 号に規定する処理区域の範囲とする。
3. 「日間平均」による許容限度は、1 日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。
4. この表に掲げる排水基準は、1 日当たりの平均的な排水の量が 50m³ 以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。
5. この表に掲げる項目に係る許容限度の検定は、排水基準を定める省令第 2 条の規定に基づき、環境大臣が定める方法によるものとする。
6. この表における「その他の業種」及び「すべての業種」に係る排水基準は、昭 46.12.1 において、水質令別表第 1 に掲げられている施設に係る業種についてのみ適用する。
7. この表の適用する区域の欄中「富山湾海域」とは、石川県と富山県の境界である陸岸の地点から富山県と新潟県の境界である陸岸の地点に至る陸岸の地先海域であって、富山新港海域に係る部分を除いたものをいう。
(富山新港海域とは、富山新港の東防波堤先端と西防波堤先端を結んだ線及び陸岸により囲まれた海域をいう。)
8. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。

(2) 常願寺川水域等に係る排水基準

区 分			項目及び許容限度				適用する 区 分
			生物化学的 酸素要求量 (BOD) mg/リットル	浮遊物質量 (SS) mg/リットル	ノルマルヘキサン抽出 物質含有量 (動植物油脂 類含有量) mg/リットル	銅含有量 mg/リットル	
昭 50.1.1 において 既に設置 されている工場又 は事業場 (昭 50.1.1に おいて既 に着工さ れている ものを含 む。)	一般 地域に 所在す るもの	食料品製造業に係 るもの	120 (日間平均 100)	90 (日間平均 70)			常 願 寺 川、上市 川、中川 (滑川市 に係るもの)、角 川、鴨川、 阿尾川、 余川川、 上庄川、 仏 生 寺 川、黒瀬 川、黒部 川及びこ れらに流 入する公 共用水域 (有峰ダ ム貯水池 (有 峰 湖)及び 黒部ダム 貯 水 池 (黒 部 湖)を除 く。)
		染色整理業に係 るもの	80 (日間平均 60)	90 (日間平均 70)			
		医薬品製造業又は 染料医薬中間物製 造業に係るもの	120 (日間平均 100)	25 (日間平均 20)			
		セメント・同製品製 造業又は鉱物・土石 粉碎等処理業に係 るもの		180			
		洗たく業に係るも の	120 (日間平均 100)				
		その他の業種(砕石 製造業及び砂利採 取業を除く。)に係 るもの	25 (日間平均 20)	120 (日間平均 100)	15	1	
	水質令別表第 1 の 72 の項に掲げる施 設のみを設置する もの	日間平均 30					
するもの 下水道 整備地 域に在 るもの	すべての業種に係 るもの	25 (日間平均 20)	90 (日間平均 70)	15	1		

区 分			項目及び許容限度				適用する 区 域
			生物化学的 酸素要求量 (BOD) mg/リットル	浮遊物質 (SS) mg/リットル	ノルマルヘキサン抽出 物質含有量 (動植物油脂 類含有量) mg/リットル	銅含有量 mg/リットル	
昭 50.1.1 の 後 に お い て 新 た に 設 置 さ れ る 工 場 又 は 事 業 場 (昭 50.1.1 に お い て 既 に 着 工 さ れ て い る も の を 除 く。)	一般 地 域 に 所 在 す る も の	すべての業種に係 るもの	25 (日間平均 20)	90 (日間平均 70)	15	1	常 願 寺 川、上市 川、中川 (滑川市 に係るも の)、角 川、鴨川、 阿尾川、 余川川、 上庄川、 仏 生 寺 川、黒瀬 川、黒部 川及びこ れらに流 入する公 共用水域 (有峰ダ ム貯水池 (有 峰 湖)及び 黒部ダム 貯 水 池 (黒 部 湖)を除 く。)
		水質令別表第1の72 の項に掲げる施設 のみを設置するも の	日間平均 30				
		水質令別表第1の73 の項に掲げる施設 のみを設置するも の	日間平均 20	日間平均 70			
	下 水 道 整 備 地 域 に 所 在 す る も の	すべての業種に係 るもの	25 (日間平均 20)	90 (日間平均 70)	15	1	常 願 寺 川、上市 川、中川 (滑川市 に係るも の)、角 川、鴨川、 阿尾川、 余川川、 上庄川、 仏 生 寺 川、黒瀬 川、黒部 川及びこ れらに流 入する公 共用水域 (有峰ダ ム貯水池 (有 峰 湖)及び 黒部ダム 貯 水 池 (黒 部 湖)を除 く。)
		水質令別表第1の73 の項に掲げる施設 のみを設置するも の	日間平均 20	日間平均 70			
		水質令別表第1の73 の項に掲げる施設 のみを設置するも の	日間平均 20	日間平均 70			

備考 早月川水域等に係る排水基準に記載されている備考1～8と同じ。

1. 河川の水質汚濁状況

本市の河川の水質汚濁状況をみるため、公共用河川及び農業用水の12河川19地点(図-2)について水質調査を実施しています。平成25年度から3年間の測定結果は表-9、10のとおりであり、各河川末端水質のBODの環境基準適合状況の経年変化は、表-8のとおりです。

(1) 公共用河川

1) 上市川

本河川は、昭和49年12月に環境基準A類型に指定されました。各地点における水質の年度別の測定結果は、表-9のとおりであり、河川末端水質の経年変化を表-8で見ると、 $<0.5 \sim 1.0 \text{ mg/l}$ と環境基準のA類型(2 mg/l)に十分適合しています。

2) 田中川

本河川は、農業用排水路で環境基準の設定はされていません。各地点における水質の年度別の測定結果は、表-9のとおりであり、河川末端水質(BOD)の経年変化を表-8で見ると $0.5 \sim 1.1 \text{ mg/l}$ と環境基準にあてはめるとA類型(2 mg/l)を満足するものでした。

3) 中川

本河川は、昭和49年12月に環境基準B類型に指定されました。各地点における水質の年度別の測定結果は、表-9のとおりであり、河川の末端水質(BOD)の経年変化を表-8で見ると、 $<0.5 \sim 1.2 \text{ mg/l}$ と環境基準のB類型(3 mg/l)に十分適合しています。

4) 赤川

本河川は、農業用排水路で環境基準の設定はされていません。各地点における水質の年度別の測定結果は、表-9のとおりであり、下流部において養豚場からの排水が流入しており、河川の末端水質(BOD)の経年変化を表-8で見ると、 $0.6 \sim 4.6 \text{ mg/l}$ と環境基準のC類型(5 mg/l)を満足するものでした。

5) 早月川

本河川は、昭和51年3月に環境基準AA類型に指定されました。各地点における水質の年度別の測定結果は、表-9のとおりであり、河川の末端水質(BOD)の経年変化を表-8で見ると、 $<0.5 \sim 1.0 \text{ mg/l}$ と環境基準のAA類型(1 mg/l)に十分適合しています。

6) 八幡堂川

本河川は、農業用排水路及び生活排水路で環境基準の設定はされていません。水質調査については、平成元年度より行っており、各地点における水質の年度別の測定結果は、表-9のとおりです。新興住宅街を流れているため生活排水の影響を受けるものと推測されましたが、河川の水質(BOD)の経年変化を表-8で見ると、 $0.6 \sim 1.7 \text{ mg/l}$ と環境基準のA類型(2 mg/l)を満足するものでした。

7) 沖田川

本河川は、農業用排水路で環境基準の設定はされていません。水質

調査については、平成16年度より行っており、各地点における水質の年度別の測定結果は、表-9のとおりであり、河川の末端水質（BOD）の経年変化を表-8で見ると、0.6～1.9 mg/ℓと環境基準にあてはめるとA類型（2 mg/ℓ）を満足するものでした。

(2) 農業用水

法花寺用水、鋤川用水、坪川用水、堀川、郷川の5農業用水6地点における水質の年度別の測定結果は、表-10のとおりでした。

各農業用水のBODについてみると、平成28年度、平成29年度の測定値はいずれの用水も<0.5～1.4 mg/ℓと環境基準A類型（2 mg/ℓ）を満足するものでした。平成30年度測定値については、堀川を除くすべての用水は環境基準を満足しましたが、堀川は環境基準を超える2.8 mg/ℓでした。

表-8 河川末端水質（BOD）と環境基準適合状況

(単位：mg/ℓ)

河川	類型	基準値	21	22	23	24	25	26	27	28
			上市川	A	2	<0.5	0.9	0.5	1.0	0.6
中川	B	3	0.8	0.9	0.6	1.2	0.6	<0.5	0.6	0.8
早月川	AA	1	<0.5	0.5	<0.5	1.0	<0.5	<0.5	<0.5	0.5
田中川	—	—	0.5	1.0	0.5	1.1	0.5	0.5	1.0	0.8
赤川	—	—	3.9	2.5	1.8	3.9	4.2	4.6	0.6	1.0
八幡堂川	—	—	0.9	1.0	0.7	1.7	0.6	0.7	1.0	1.1
沖田川	—	—	1.9	1.3	0.9	1.1	0.7	0.6	1.5	0.9

河川	類型	基準値	29	30	適合率
			上市川	A	2
中川	B	3	0.6	0.5	100%
早月川	AA	1	<0.5	<0.5	100%
田中川	—	—	0.6	0.5	—
赤川	—	—	0.8	0.7	—
八幡堂川	—	—	0.7	1.0	—
沖田川	—	—	0.7	0.7	—

表-9 各地点における水質の年度別の測定結果表

河川	図No.	測定地点	項目 年度	生活環境項目						その他の項目	
				pH	DO (mg/ℓ)	BOD(5) (mg/ℓ)	COD(Mn) (mg/ℓ)	SS (mg/ℓ)	油分 (mg/ℓ)	全窒素 (mg/ℓ)	全リン (mg/ℓ)
上市川	1	魚 躬	28	7.6	9.5	0.7	2.2	5	<0.5	0.9	0.030
			29	7.8	9.6	0.5	1.6	2	<0.5	0.7	0.026
			30	7.4	9.4	0.6	2.3	2	<0.5	0.5	0.025
	2	交 観 橋	28	7.6	9.4	0.7	2.5	7	<0.5	0.9	0.032
			29	7.7	9.3	1.0	1.7	4	<0.5	0.8	0.025
			30	7.4	9.1	0.5	2.0	2	<0.5	0.6	0.030
環境基準 (A)				6.5~8.5	7.5以上	2.0以下	—	25以下	—	—	
田中川	3	河 口	28	7.3	9.9	1.0	2.7	1	<0.5	0.7	0.025
			29	7.6	9.5	0.6	1.2	2	<0.5	0.8	0.035
			30	7.1	9.7	0.6	2.7	1	<0.5	0.7	0.046
	4	下 梅 沢	28	7.5	10.0	0.6	2.0	1	<0.5	0.7	0.026
			29	7.4	9.8	0.5	1.4	1	<0.5	0.7	0.021
			30	7.3	10.0	<0.5	2.0	2	<0.5	0.5	0.029
5	河 口	28	7.3	9.5	0.9	2.4	2	<0.5	1.2	0.022	
		29	7.2	9.3	0.6	1.4	1	<0.5	0.8	0.042	
		30	6.9	8.9	0.5	1.9	2	<0.5	0.7	0.034	
中 川	下 小 泉	28	7.1	9.7	0.7	2.5	4	<0.5	0.8	0.030	
		29	7.1	9.4	0.5	1.6	9	<0.5	0.8	0.024	
		30	7.2	9.3	0.5	1.8	3	<0.5	0.8	0.015	
環境基準 (B)				6.5~8.5	5.0以上	3.0以下	—	25以下	—	—	

河川	図No.	測定地点	項目		生活環境項目							その他の項目	
			年度	pH	DO (mg/リットル)	BOD(5) (mg/リットル)	COD(Mn) (mg/リットル)	SS (mg/リットル)	油分 (mg/リットル)	全窒素 (mg/リットル)	全リン (mg/リットル)		
赤川	7	河口	28	7.3	9.9	1.1	4.0	5	<0.5	1.3	0.089		
			29	7.2	9.4	0.6	1.0	2	<0.5	0.6	0.036		
			30	7.1	9.7	0.7	2.4	3	<0.5	0.6	0.055		
赤川	8	荒俣	28	7.5	10.0	0.8	4.3	7	<0.5	0.9	0.090		
			29	7.4	10.0	0.9	1.3	2	<0.5	0.5	0.024		
			30	7.2	9.7	0.6	2.5	2	<0.5	0.4	0.049		
早月川	9	早月橋	28	7.3	10.0	0.5	1.0	1	<0.5	0.4	0.006		
			29	7.5	9.5	<0.5	<0.5	<1	<0.5	0.4	0.006		
			30	7.4	9.9	<0.5	0.7	1	<0.5	0.3	0.004		
早月川	10	月形橋	28	7.6	10.0	<0.5	1.1	4	<0.5	0.5	0.007		
			29	7.6	9.7	<0.5	<0.5	<1	<0.5	0.4	0.003		
			30	7.4	10.0	<0.5	0.6	1	<0.5	0.3	<0.003		
環境基準 (AA)				6.5~8.5	7.5以上	1.0以下	—	25以下	—	—			
八幡堂川	16	河口	28	7.6	10.0	1.1	3.2	1	<0.5	1.0	0.110		
			29	7.7	9.7	0.7	1.8	1	<0.5	0.8	0.130		
			30	7.2	10.0	1.9	4.4	1	<0.5	0.8	0.150		
沖田川	17	沖田新	28	7.5	9.1	1.0	2.3	1	<0.5	1.0	0.056		
			29	7.2	8.8	0.6	1.7	2	<0.5	0.9	0.098		
			30	7.3	9.1	0.7	2.7	1	<0.5	1.1	0.085		
沖田川	18	下島	28	7.1	10.0	0.9	2.3	<1	<0.5	0.8	0.028		
			29	7.4	9.9	0.7	1.6	1	<0.5	0.8	0.049		
			30	7.2	10.0	0.6	2.3	<1	<0.5	0.9	0.046		

表-10 年度別農業用水の水質測定結果表

河川	図No.	測定地点	項目 年度	生活環境項目						その他の項目	
				pH	D0 (mg/リットル)	BOD(5) (mg/リットル)	COD(Mn) (mg/リットル)	SS (mg/リットル)	油分 (mg/リットル)	全窒素 (mg/リットル)	全リン (mg/リットル)
法花寺	11	横道地内	28	7.7	10.0	0.6	1.6	2	<0.5	0.4	0.021
			29	7.7	10.0	<0.5	0.8	1	<0.5	0.4	0.005
			30	7.0	9.9	<0.5	0.9	2	<0.5	0.3	0.010
鋤川	12	辰野地内	28	7.2	10.0	<0.5	1.1	2	<0.5	0.5	0.011
			29	7.6	10.0	<0.5	<0.5	1	<0.5	0.4	0.003
			30	7.0	10.0	<0.5	1.0	2	<0.5	0.3	0.009
坪川	14	北野地内	28	7.7	10.0	0.5	1.2	1	<0.5	0.4	0.007
			29	7.6	10.0	<0.5	0.5	1	<0.5	0.3	0.004
			30	7.4	10.0	<0.5	0.7	2	<0.5	0.3	0.004
堀川	15	荒俣地内	28	7.7	10.0	<0.5	1.0	1	<0.5	0.4	0.010
			29	7.7	10.0	<0.5	0.7	1	<0.5	0.3	0.004
			30	7.4	10.0	<0.5	1.2	3	<0.5	0.3	0.012
郷川	19	寺町地内	28	7.0	8.8	1.4	3.2	3	<0.5	1.3	0.310
			29	7.3	10.0	0.6	1.2	5	<0.5	0.4	0.140
			30	7.1	9.2	2.8	3.2	8	<0.5	0.9	0.310
郷川	19	寺町地内	28	7.5	9.3	1.2	2.8	8	<0.5	0.8	0.038
			29	7.6	9.5	0.6	1.5	4	<0.5	0.7	0.024
			30	7.4	9.6	0.8	2.4	3	<0.5	0.6	0.017

2. 海域の水質汚濁状況

本市の海域の水質汚濁状況をみるため、昭和55年度より大川地先200m、500m、1,000m（図－3）の7地点について水質調査を実施しており、平成28年度から3年間の測定結果は、表－12のとおりでした。また、海域水質のCODの環境基準適合状況の経年変化は、表－11のとおりです。

この海域は、昭和48年9月に環境基準A類型に指定されました。各地点における水質の環境基準適合率を表－11で見ると、環境基準の2mg/lを上回る地点があり、適合率が40～60%でした。

表－11 海域水質（COD）と環境基準適合状況の経年変化

（単位：mg/l）

海 域	図 No.	類 型	基 準 値	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	適合率 (%)	
大 川 地 先	200m	1	A	2	2.6	2.8	2.1	1.5	1.6	1.9	1.9	1.4	2.0	2.1	60(6/10)
		2	A	2	2.6	2.2	2.5	1.7	1.8	2.0	2.1	2.1	2.2	1.6	40(4/10)
		3	A	2	2.4	2.4	2.6	1.9	1.6	1.8	1.3	2.1	2.1	1.7	50(5/10)
	500m	4	A	2	2.3	2.6	2.6	1.8	2.0	1.8	2.1	2.1	2.0	1.8	50(5/10)
		5	A	2	2.3	2.4	2.2	1.7	1.9	2.1	2.4	2.3	1.5	1.9	40(4/10)
		6	A	2	2.4	2.5	2.5	1.7	2.0	2.0	2.3	2.0	1.7	1.8	60(6/10)
	1,000m	7	A	2	3.0	2.6	2.8	1.6	2.0	2.3	2.2	2.2	1.7	1.8	40(4/10)
平 均				2.5	2.5	2.5	1.7	1.8	2.0	2.0	2.0	1.9	1.8		

表-12 年度別海域の水質測定結果表

地点名	図No.	項目		生活環境項目											その他の項目					
		年度	pH	一般項目		特殊項目						塩分(%)		水温(°C)		透明度 (m)				
				DO (mg/トル)	COD (mg/トル)	SS (mg/トル)	油分 (mg/トル)	銅 (mg/トル)	亜鉛 (mg/トル)	鉄 (mg/トル)	マンガン (mg/トル)	クロム (mg/トル)	0m	2m	0m		2m			
大川地先 (200m)	1	27	8.4	8.3	8.6	8.0	1.9	2.5	<0.5	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	30.8	32.3	18.9	18.4	11.5
		28	8.3	8.3	8.0	7.8	1.4	3.5	<0.5	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	29.4	30.5	18.5	18.4	6.3
		29	8.2	8.2	8.3	8.5	2.0	1.5	<0.5	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	27.0	31.0	17.1	17.2	6.5
		30	8.3	8.3	8.3	8.3	2.1	2.5	<0.5	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	26.9	28.7	17.9	18.0	4.0
	平均	8.3	8.3	8.3	8.2	1.9	2.5	<0.5	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	28.5	30.6	18.1	18.0	7.1	
	2	27	8.4	8.3	8.6	8.1	2.1	2.0	<0.5	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	30.1	32.7	18.6	18.1	11.5
		28	8.3	8.3	8.5	8.5	2.1	2.5	<0.5	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	29.6	30.6	18.7	18.7	6.0
		29	8.3	8.3	8.5	8.6	2.2	1.5	<0.5	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	26.7	29.7	17.0	17.1	5.8
		30	8.3	8.3	8.4	8.6	1.6	2.0	<0.5	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	25.7	28.6	17.8	18.0	3.8
	平均	8.3	8.3	8.5	8.5	2.0	2.0	<0.5	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	28.0	30.4	18.0	18.0	6.8	
	3	27	8.4	8.3	8.4	8.6	1.3	2.0	<0.5	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	29.6	32.7	19.5	19.5	9.5
		28	8.3	8.3	8.2	7.9	2.1	2.0	<0.5	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	30.2	30.4	18.6	18.7	5.8
29		8.2	8.2	8.2	8.4	2.1	1.5	<0.5	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	27.3	31.4	17.1	17.3	4.0	
30		8.3	8.3	8.2	8.6	1.7	2.0	<0.5	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	26.1	28.6	17.9	18.1	3.7	
平均	8.3	8.3	8.3	8.4	1.8	1.9	<0.5	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	28.3	30.8	18.3	18.4	5.8		
環境基準 (海域A)		7.8~8.3	7.5 mg/トル 以上	2.0 mg/トル 以下	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

地点名	図No.	生活環境項目											その他の項目						
		項目		一般項目					特殊項目					塩分(%)		温度(°C)		透明度 (m)	
		年度	pH		DO (mg/ℓ)		COD (mg/ℓ)	SS (mg/ℓ)	油分 (mg/ℓ)	銅 (mg/ℓ)	亜鉛 (mg/ℓ)	鉄 (mg/ℓ)	マンガン (mg/ℓ)	クロム (mg/ℓ)	0m	2m	0m		2m
大川地先 (500m)	4		27	8.4	8.4	8.7												8.7	
		8.3		8.3	8.3	8.1	2.1	2.0	<0.5	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	29.7	30.7	18.6	18.5	6.3
		8.3		8.2	8.4	8.5	2.0	1.5	<0.5	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	27.4	31.2	17.2	17.3	4.8
		8.3		8.3	9.0	8.9	1.8	2.5	<0.5	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	25.7	28.5	17.8	18.0	3.7
	平均	8.3	8.3	8.6	8.6	2.0	2.0	<0.5	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	28.3	30.8	18.2	18.1	6.6	
	6	27	8.4	8.4	8.8	8.4	2.4	2.5	<0.5	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	27.7	32.7	19.2	18.1	11.5
			8.4	8.4	8.3	8.2	2.3	3.0	<0.5	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	30.6	30.6	18.7	18.6	6.8
		29	8.3	8.2	8.6	8.4	1.5	1.5	<0.5	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	27.0	29.0	17.3	17.4	5.8
		30	8.4	8.3	8.8	8.6	1.9	2.5	<0.5	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	24.6	28.3	17.9	18.1	3.8
		平均	8.4	8.3	8.6	8.4	2.0	2.4	<0.5	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	27.5	30.2	18.3	18.1	7.0
7		27	8.4	8.4	8.7	8.6	2.3	3.0	<0.5	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	31.6	31.8	17.3	16.5	8.4
	8.3		8.4	8.2	8.5	2.0	1.5	<0.5	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	30.1	30.6	18.6	18.6	5.8	
	29	8.3	8.3	8.7	8.7	1.7	1.5	<0.5	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	27.0	28.6	17.2	17.4	4.5	
	30	8.3	8.3	8.7	8.5	1.8	3.5	<0.5	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	27.6	29.3	17.8	18.0	3.2	
	平均	8.3	8.4	8.6	8.6	2.0	2.4	<0.5	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	29.1	30.1	17.7	17.6	5.5	
	27	8.4	8.4	8.8	8.6	2.2	3.5	<0.5	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	30.4	32.6	19.3	18.9	11.5	
大川地先 (1,000m)	7	28	8.4	8.4	8.8	8.4	2.2	1.5	<0.5	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	31.9	33.2	18.7	18.7	7.0	
			8.3	8.3	8.7	8.5	1.7	1.5	<0.5	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	31.0	31.8	16.5	16.4	4.5	
			8.3	8.3	8.7	8.6	1.8	3.0	<0.5	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	27.4	29.6	18.4	18.6	4.0	
			8.4	8.4	8.8	8.5	2.0	2.4	<0.5	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	30.2	31.8	18.2	18.2	6.8	
環境基準 (海成A)		7.8~8.3	7.5 mg/ℓ 以上	2.0 mg/ℓ 以下	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

第3節 騒音の現況

騒音公害は、一般にうるさい音、大きい音で日常生活において最も身近な公害の一つです。騒音を大別すると工場、事業場から発生する工場騒音、建設作業による建設騒音、住居、商業宣伝等による環境騒音及び自動車等の自動車騒音があります。

騒音は感覚的、心理的被害が大部分を占め、他の公害と比較して防止対策が困難な場合があります。

昭和50年4月から騒音規制法及び富山県公害防止条例の騒音に係る特定施設等の届出事務、工場等から発生する騒音に関する改善勧告等の事務、また、平成24年4月から騒音規制法にかかる地域指定、規制基準の設定の事務が市に権限移譲されました。

本市では騒音の実態を把握するため環境騒音、自動車騒音（図－5）の調査を昼間及び夜間で実施しており、平成28年度から3年間の測定結果は表－15、17のとおりです。

<騒音の大きさの例>

騒音値 (デシベル)	分類	例
120	非常にやかましい	飛行機のエンジンの近く
110	〃	自動車の警笛（前方2m）、杭打ち
100	〃	電車が通るときのガード下
90	〃	騒々しい工場の中、大声
80	やかましい	地下鉄の車内
70	〃	電話のベル
60	〃	静かな乗用車の車内、普通の会話
50	静か	静かな事務所
40	〃	市街地の深夜、図書館
30	非常に静か	郊外の深夜
20	〃	木の葉のふれあう音

1. 環境騒音

環境騒音については、市内8箇所について調査を実施しており、その結果は表-15のとおりでした。

騒音規制法により定められている、騒音に係る環境基準（表-13）にあてはめると全ての地点で環境基準値以内でした。

また、新幹線鉄道騒音に係る環境基準が表-14のとおり設定されています。

表-13 騒音に係る環境基準

(単位：デシベル)

地域の 類型	地域の区分		基準値	
			昼間	夜間
AA	療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域（道路に面する地域以外の地域）		50 以下	40 以下
A	専ら住居の用に供される地域	道路に面する地域以外の地域	55 以下	45 以下
		2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 以下	55 以下
B	主として住居の用に供される地域	道路に面する地域以外の地域	55 以下	45 以下
		2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下
C	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域	道路に面する地域以外の地域	60 以下	50 以下
		車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下
特例	幹線交通を担う道路に近接する空間	道路に面する地域	70 以下 (45 以下)	65 以下 (40 以下)

注（ ）の中の値は、屋内へ透過する騒音に係る基準である。

(注) 1. 時間の区分

- ・ 昼間 午前6時から午後10時まで
- ・ 夜間 午後10時から翌日の午前6時まで

2. 達成期間等

- ・ 道路に面する地域以外の地域
環境基準の施行後直ちに達成され、又は維持されるよう努める。
- ・ 道路に面する地域
環境基準の施行後10年以内を目途として達成され、又は維持されるよう努める。

3. 適用除外

航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。

表-14 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

ア環境基準 (昭和50年7月29日環境庁告示第46号)

地域類型	基準値	備考
I	70 デシベル以下	主として住居の用に供される地域
II	75 デシベル以下	商工業の用に供される地域等 I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域

- (注) 1. 測定は上り及び下りの列車を合わせて、原則として連続して通過する 20 本の列車について、通過列車ごとの騒音のピークレベルを読みとって行う。また、評価はそのピークレベルのうちレベルの大きさが上位半数のものをパワー平均して行う。
2. 環境基準は、午前6時から午後12時までの間の新幹線騒音に適用するものとする。

イ達成目標期間

新幹線鉄道の沿線区域の区分			達成目標期間		
			既設新幹線	工事中新幹線	新設新幹線
a	80 デシベル以上の区域		3 年以内	開業時に直ちに	開業時に直ちに
b	75 デシベルを超え 80 デシベル未満の区域	イ	7 年以内	開業時から	
		ロ	10 年以内	3 年以内	
c	70 デシベルを超え 75 デシベル以下の区域		10 年以内	開業時から 5 年以内	

備考1. b の区域中イは、地域の類型 I に該当する地域が連続する沿線地域内の区域をいい、ロはイを除く区域をいう。

2. 既設新幹線 …………… 東京・博多間の新幹線鉄道
 工事中新幹線 ……… 東京・盛岡間、大宮・新潟間及び東京・成田間の新幹線鉄道
 新設新幹線 …………… 上記以外の新幹線鉄道

ウ新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域

(平成27年3月13日富山県告示第99号)

地域の類型	当てはめる地域
I	富山市、高岡市、魚津市、滑川市、黒部市、小矢部市、射水市、舟橋村、上市町、入善町及び朝日町の区域のうち新幹線鉄道の軌道中心線から両側にそれぞれ 300 メートル以内の地域（トンネル部分については、トンネルの出入口からトンネル中央部方向へ 150 メートル以内の区間に係る地域に限る。以下「対象地域」という。）であって、別紙図面に緑色で表示する地域
II	対象地域であって、別紙図面に緑色の網掛で表示する地域

(別紙図面は省略し、富山県生活環境文化部環境保全課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

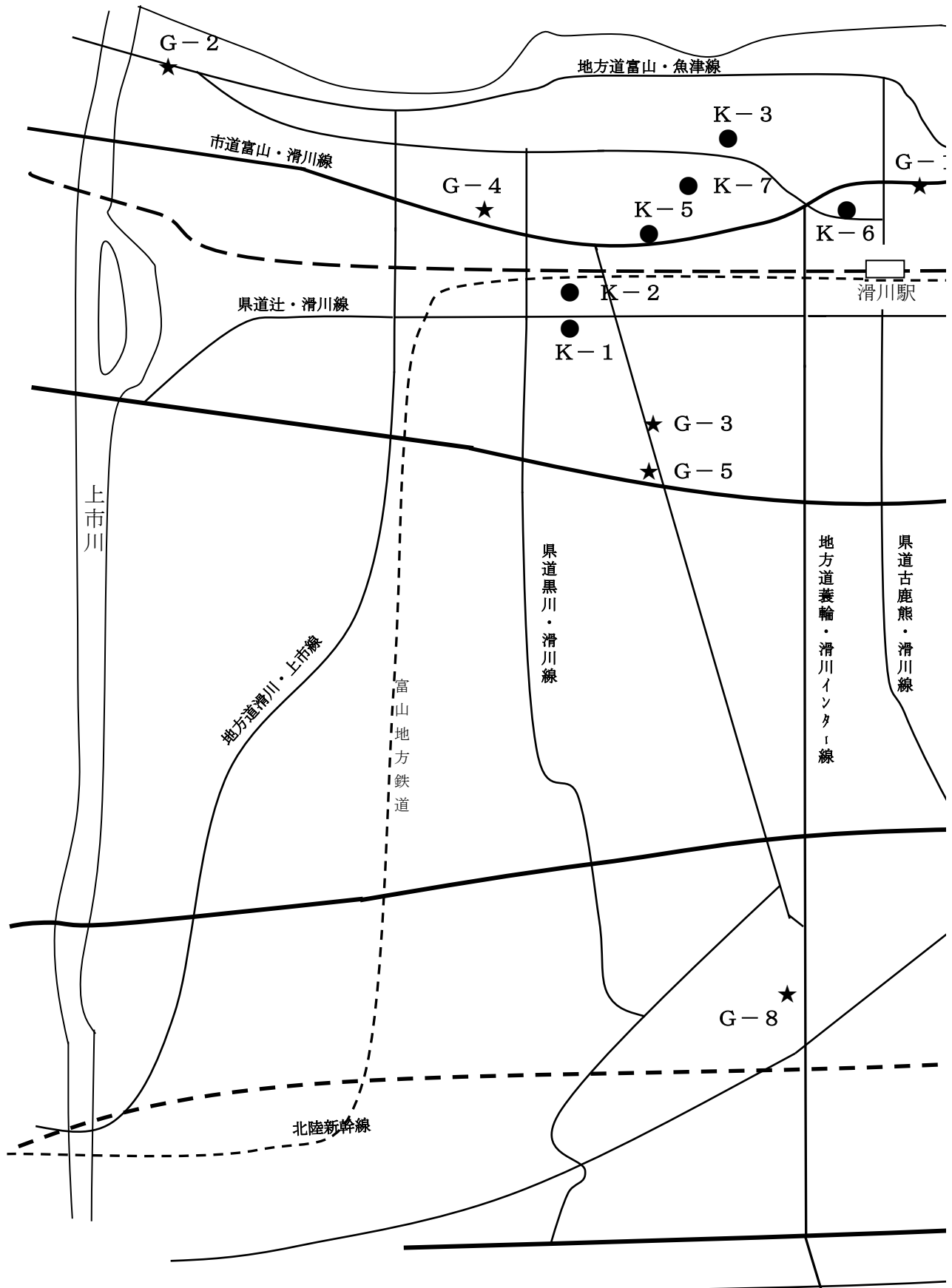


図-5 騒音測定位置図

表-15 年度別環境騒音調査結果表

(単位：デシベル)

地域類型	車線数	地図番号	測定地点	年 度	朝			昼			夕			夜		
					(午前6時～ 午前8時)			(午前8時～ 午後7時)			(午後7時～ 午後10時)			(午後10時～ 翌日午前6時)		
					L _{Aeq}	L ₉₅	L ₅	L _{Aeq}	L ₉₅	L ₅	L _{Aeq}	L ₉₅	L ₅	L _{Aeq}	L ₉₅	L ₅
B	道路 以外	1	田中新町 公民館 (住居)	28	45	43	48	38	35	42	39	39	41	41	39	42
				29	43	41	46	42	40	43	39	38	40	38	37	39
				30	42	39	45	36	33	40	39	38	42	38	37	40
		2	市民健康 センター (住居)	28	46	42	47	42	39	44	47	45	49	42	41	46
				29	46	43	48	43	39	46	40	39	43	40	39	41
				30	40	38	42	45	41	48	46	43	47	42	40	45
	環境基準(L _{Aeq})				55以下									45以下		
	2車線 以上	3	同朋認定こ ども園前 (住居)	28	45	44	47	47	45	48	41	40	42	41	40	43
				29	45	44	48	46	44	47	40	37	42	39	37	40
				30	46	44	49	46	43	47	40	37	43	35	33	37
		4	市役所 東別館横 (住居)	28	43	37	47	50	49	51	48	47	52	46	45	50
				29	47	39	53	51	49	52	40	36	43	36	33	39
				30	46	40	53	50	49	51	40	36	45	38	32	43
	環境基準(L _{Aeq})				65以下									60以下		
C	道路 以外	5	漁民セン ター前 (準工)	28	48	46	52	53	51	55	48	46	53	45	44	48
				29	47	43	51	47	42	50	44	41	47	45	43	46
				30	48	43	51	50	48	52	44	41	48	46	45	47
		環境基準(L _{Aeq})				60以下									60以下	
	2車線 以上の車線 を有する	6	厚生連滑 川病院前 (近商)	28	49	42	56	56	54	57	50	49	55	46	42	51
				29	53	41	58	57	41	62	48	35	49	41	36	44
				30	52	41	55	56	42	60	48	35	50	48	37	56
		7	寺家小学 校前 (近商)	28	44	40	47	50	49	51	47	46	50	45	43	47
				29	46	41	49	49	46	50	47	46	49	45	44	48
				30	47	43	50	49	46	51	47	45	48	37	34	40
環境基準(L _{Aeq})				65以下									60以下			
その 他	その 他	8	荒俣公民 館前 (その他)	28	50	45	56	50	46	54	51	49	54	48	47	52
				29	51	48	47	49	44	54	48	46	51	48	47	49
				30	52	46	57	47	41	51	48	46	51	44	43	45
		環境基準(L _{Aeq})				—									—	

2. 自動車騒音

自動車騒音については、市内8箇所について調査を実施しており、その結果については表-17のとおりでした。自動車騒音に関する規制は表-16の公安委員会に対する要請基準が定められており、全ての測定地点において要請基準値以内でした。

表-16 公安委員会に対する要請基準
(平成12年総理府令第15号)

(単位：デシベル)

区域	時間の区分		昼 間	夜 間
	区域の区分			
a	1車線を有する道路に面する区域		65	55
	2車線以上の車線を有する道路に面する区域		70	65
b	1車線を有する道路に面する区域		65	55
	2車線以上の車線を有する道路に面する区域		75	70
c	車線に有する道路に面する区域		75	70
特例	幹線交通を担う道路に近接する区域		75	70

(注) 1. 適用地域

騒音規制法の指定地域内とする。

2. 区域は、「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令別表の備考の区域について(平成12年県告示第227号)」で次のとおり定めている。

- ・ a 区域……第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、及び田園住居地域
- ・ b 区域……第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域
- ・ c 区域……近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域(当該工業専用地域の境界線から当該工業専用地域内へ50メートルの範囲内の区域に限る。)

3. 時間の区分

- ・ 昼 間 午前6時から午後10時まで
- ・ 夜 間 午後10時から翌日の午前6時まで

表-17 年度別自動車騒音調査結果表

(単位：デシベル)

地域類型	車線数	地図番号	測定地点	年度	朝			昼			夕			夜		
					(午前6時～午前8時)			(午前8時～午後7時)			(午後7時～午後10時)			(午後10時～午前6時)		
					L _{Aeq}	L ₉₅	L ₅	L _{Aeq}	L ₉₅	L ₅	L _{Aeq}	L ₉₅	L ₅	L _{Aeq}	L ₉₅	L ₅
b	2車線以上	1	市道滑川富山線 (中川原地内)	28	66	49	72	63	42	69	62	48	72	48	41	66
				29	63	48	68	63	44	70	61	49	71	58	41	66
				30	64	48	70	62	42	68	59	42	66	60	35	67
		2	県道富山魚津線 (日医工スポーツアカデミー前)	28	50	45	59	55	48	57	50	42	58	42	38	45
				29	50	45	58	55	49	58	49	39	52	42	38	45
				30	54	42	62	55	49	57	53	39	57	46	38	50
		3	市道滑川富山線 (田中小グラウンド裏)	28	68	54	75	66	50	73	69	52	76	57	41	62
				29	67	54	74	67	51	72	68	53	72	57	41	62
				30	68	49	75	66	45	72	68	52	71	56	40	60
	要請基準(L _{Aeq})				75以下						70以下					
c	車線を有する道路	4	市道国道橋場線 (ひまわりクリニック前)	28	61	45	68	60	48	57	51	42	58	52	38	45
				29	57	41	62	60	43	64	50	46	60	52	45	60
				30	53	42	56	63	43	70	60	47	67	54	36	55
		5	県道富山滑川魚津線 (上小泉地内)	28	69	51	74	66	52	71	66	50	74	62	44	70
				29	68	49	73	68	53	73	66	51	73	62	44	70
				30	64	42	72	66	51	71	67	49	73	63	44	68
	要請基準(L _{Aeq})				75以下						70以下					
その他	その他	6	県道富山滑川魚津線 (大島地内)	28	65	55	71	65	48	71	64	48	70	58	46	65
				29	66	56	72	66	50	73	60	49	65	58	46	65
				30	64	53	68	63	48	69	60	45	65	51	40	58
		7	市道本江栗山線 (大榎地内)	28	69	57	74	68	44	75	66	66	72	57	44	60
				29	70	58	75	69	46	76	64	49	71	57	44	60
				30	68	55	76	66	44	71	65	51	71	58	49	62
		8	県道葦輪滑川インター線 (七口公民館前)	28	71	50	76	67	45	74	68	49	75	57	42	63
				29	71	51	75	68	48	75	67	48	70	57	42	63
				30	67	48	73	67	45	73	66	48	72	43	40	46
	要請基準(L _{Aeq})				—						—					

3. 工場騒音

特定工場等(政令で定めた施設を設置する工場または事業場)に対する騒音規制法及び富山県公害防止条例による規制基準は、特定工場の敷地境界において表-18のとおりです。

表-18 特定工場等の騒音の規制基準

区域の区分	左記の区分に対応する規制基準 (単位: デシベル)			適用法令
	昼間 (午前8時から 午後7時まで)	朝夕 (午前6時から午前 8時まで及び午後7 時から午後10時 まで)	夜間 (午後10時から 翌日午前6時まで)	
第1種区域	45	40	40	騒音規制法 及び富山県 公害防止条例
第2種区域	55	45	40	
第3種区域	65	60	50	
第4種区域	70	65	63	
その他の区域	60	55	50	富山県公害 防止条例

1. 第1種区域 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域及び田園住居地域

第2種区域 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域

第3種区域 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域、商業地域及び準工業地域

第4種区域 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる工業地域及び工業専用地域(当該工業専用地域の境界線から当該工業専用地域内へ50メートルの範囲内の区域に限る。)

その他の区域 上記の区域を除くすべての地域
2. 第1種区域又は第2種区域に接する第4種区域の当該接する境界線から当該第4種区域内へ50メートルの範囲内における基準は、上の表の第4種区域の基準にかかわらず、昼間にあつては65デシベル、朝夕にあつては60デシベル、夜間にあつては55デシベルとする。
3. 第2種区域、第3種区域及び第4種区域内に所在する学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50メートルの区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの基準にかかわらず、同表に掲げるそれぞれの基準(第2種区域の夜間の基準を除く。)から5デシベルを減じた値とする。

第4節 振動の現況

振動公害は、騒音公害と並び日常生活に影響を与えるものであり、その発生源は騒音と共通の場合が多いです。

騒音と同様に感覚的や心理的な被害があり、その他に家屋等の構造物にも被害をおよぼすこともあり、その対策については困難な場合があります。

振動に係る苦情は工場、事業場、建設作業によるもので、それらのほとんどが騒音と同時に発生しています。

本市では振動の実態を調査するため、道路交通振動を自動車騒音と同一地点で測定しており、平成28年度から3年間の測定結果は表-19のとおりでした。

道路交通振動に係る道路管理者または公安委員会への要請限度及び工場振動の規制基準は表-20、21のとおり定められています。

道路交通振動の結果をみると、全ての測定地点において公安委員会への要請限度と比較して低い値でした。

<振動の大きさとその影響>

振動値 (デシベル)	人的感覚	地震に置換えた場合の程度
90	人体に生理的影響が生じはじめる	家屋の振動が激しく、すわりの悪い花瓶などが倒れるくらいの地震
80	深い睡眠にも影響がある	家屋が揺れ、戸・障子がガタガタと鳴動し、電灯のようなつり下げ物は相当揺れるくらいの地震
70	浅い睡眠に影響が出はじめる	大勢の人に感ずる程度のもので、戸・障子がわずかに動くのがわかるくらいの地震
60	振動を感じはじめる	静止している人や、特に地震に注意深い人だけに感じる程度の地震
50	ほとんど睡眠に影響はない	人体に感じない、地震計に記録される程度の地震
40	常時微動	

表-19 年度別道路交通振動調査結果表

(単位：デシベル)

地域の区分	車線数	地図番号	測定地点	年 度	昼 間		夜 間	
					(午前8時 ～ 午後7時)		(午後7時～ 翌日午前8時)	
					L ₁₀	L ₅	L ₁₀	L ₅
第一種区域	2車線以上	1	市道滑川富山線 (中川原地内) (準住居地域)	28	3 2	3 5	2 6	3 0
				29	3 3	3 6	2 5	3 1
				30	3 3	3 6	3 0	3 2
		2	県道富山魚津線 (日医工ホ-ワアアミ前) (第一種住居地域)	28	3 1	3 8	2 3	2 5
				29	3 4	3 9	2 3	2 6
				30	3 3	3 8	2 4	2 7
		3	市道滑川富山線 (田中小グランド裏) (第二種住居地域)	28	3 0	3 3	2 2	2 5
				29	3 2	3 5	2 3	2 6
				30	4 1	4 3	2 3	2 6
	要請限度(L ₁₀)				6 5		6 0	
第二種区域	2車線以上	4	市道国道橋場線 (ひまわりクリニック前) (近隣商業地域)	28	2 9	3 1	2 2	2 7
				29	2 9	3 2	2 4	2 8
				30	3 2	3 4	2 0	2 4
		5	県道富山滑川魚津線 (上小泉地内) (準工業地域)	28	3 7	4 0	3 0	3 3
				29	3 8	4 2	3 0	3 4
				30	3 8	4 2	2 8	3 5
	要請限度(L ₁₀)				7 0		6 5	
その他	その他	6	県道富山滑川魚津線 (大島地内) (その他)	28	2 8	3 0	2 2	2 6
				29	3 0	3 3	2 3	3 0
				30	2 9	3 0	2 2	2 5
		7	市道本江栗山線 (大榎地内) (その他)	28	4 1	4 7	2 0	2 3
				29	4 2	4 8	2 1	2 5
				30	3 0	3 8	2 1	2 3
		8	県道葦輪滑川インター線 (七口公民館前) (その他)	28	3 2	3 6	2 2	2 7
				29	3 4	4 0	2 3	2 8
				30	3 1	3 5	2 2	2 6
	要請限度(L ₁₀)				—		—	

表-20 道路交通振動の要請限度

時間の区分 区域の区分	昼 間 (午前8時から午後7時まで)	夜 間 (午後7時から 翌日の午前8時まで)
	第1種区域	65 デシベル
第2種区域	70 デシベル	65 デシベル

(注) 第1種区域 第2種区域とは、指定地域のうち次に掲げる区域である。

- (1) 第1種区域 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、及び田園住居地域
- (2) 第2種区域 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

表-21 特定工場等の振動規制基準

区域区分 該当する用途地域	時間区分	
	昼 間 (午前8時から 午後7時まで)	夜 間 (午後7時から 翌日の午前8時まで)
第1種区域 第1、2種低層住居専用地域 第1、2種中高層住居専用地域 第1、2種住居地域 準住居地域	60 デシベル	55 デシベル
第2種区域(1) 近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65 デシベル	60 デシベル
第2種区域(2) 工業地域	70 デシベル	65 デシベル

次に掲げる区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの基準にかかわらず、同表に掲げるそれぞれの基準から5デシベルを減じた値とする。

- (1) 第1種区域、第2種区域(1)及び第2種区域(2)内に所在する学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50メートルの区域
- (2) 第1種区域に接する第2種区域(2)の当該接する境界線から当該第2種区域(2)内へ50メートルの範囲内の区域 ((1)に掲げる区域を除く)

第5節 悪臭の現況

悪臭とは、においのうちで人間に不快感を与えるものをいい、人の嗅覚に直接感知され個人の主観に左右される感覚公害です。

本市における主な発生源としては、化製場、畜産関係等があり、悪臭の防止対策の指導を行い改善が図られているが依然として苦情がみられます。

悪臭防止法では、規制地域の区域内における事業場の敷地境界で、現在 22 物質の規制基準（表-22）が定められています。

表-22 事業場の敷地の境界線の地表における規制基準

特定悪臭物質の種類	規 制 基 準	
	工業専用地域	その他の用途地域
ア ン モ ニ ア	2 ppm	1 ppm
メ チ ル メ ル カ プ タ ン	0.004 ppm	0.002 ppm
硫 化 水 素	0.06 ppm	0.02 ppm
硫 化 メ チ ル	0.05 ppm	0.01 ppm
二 硫 化 メ チ ル	0.03 ppm	0.009 ppm
ト リ メ チ ル ア ミ ン	0.02 ppm	0.005 ppm
ア セ ト アル デ ヒ ド	0.1 ppm	0.05 ppm
プ ロ ピ オン アル デ ヒ ド	0.1 ppm	0.05 ppm
ノ ル マ ル ブ チ ル アル デ ヒ ド	0.03 ppm	0.009 ppm
イ ソ ブ チ ル アル デ ヒ ド	0.07 ppm	0.02 ppm
ノ ル マ ル バ レ ル アル デ ヒ ド	0.02 ppm	0.009 ppm
イ ソ バ レ ル アル デ ヒ ド	0.006 ppm	0.003 ppm
イ ソ ブ タ ノ ー ル	4 ppm	0.9 ppm
酢 酸 エ チ ル	7 ppm	3 ppm
メ チ ル イ ソ ブ チ ル ケ ト ン	3 ppm	1 ppm
ト ル エ ン	30 ppm	10 ppm
ス チ レ ン	0.8 ppm	0.4 ppm
キ シ レ ン	2 ppm	1 ppm
プ ロ ピ オン 酸	0.07 ppm	0.03 ppm
ノ ル マ ル 酪 酸	0.002 ppm	0.001 ppm
ノ ル マ ル 吉 草 酸	0.002 ppm	0.0009 ppm
イ ソ 吉 草 酸	0.004 ppm	0.001 ppm
備考 この表に掲げる工業専用地域とは、規制地域のうち都市計画法第8条第1項第1号に掲げる工業専用地域をいい、その他の用途地域とは規制地域のうち工業専用地域以外の区域をいう。		

第6節 地下水の現況

本市は早月川扇状地の豊富な地下水に恵まれ、この地下水は、一般生活や産業活動等に幅広く利用されています。地下水の採取の適正化や地下水の保全を図るため、昭和51年3月に「滑川市地下水の採取に関する条例」を制定しました。

また、地下水位の状態を把握するため、上小泉地内（昭和53年設置）、中野島地内（昭和60年設置）及び追分地内（平成20年設置）3箇所に観測井（図-6）を設置し、地下水位の観測を実施しています。

このほか県では、下島地内及び四ツ屋地内の2箇所に観測井を設置し、地下水位の動向について調査しています。

各観測井の地下水位の観測結果は表-23, 24, 25 のとおりであり、すべての観測井において夏期に最も地下水位が高く、冬期に最も低くなる傾向がみられました。

本市においては、塩水化等の地下水障害は発生していないが、地下水の使用量の増加や涵養量の減少により地下水位の低下が見受けられるため、継続して地下水位の観測を実施しています。

また、平成元年度に地下水の有効利用を目的として設立された「魚津・滑川地域地下水利用対策協議会」に対し、支援を行っています。

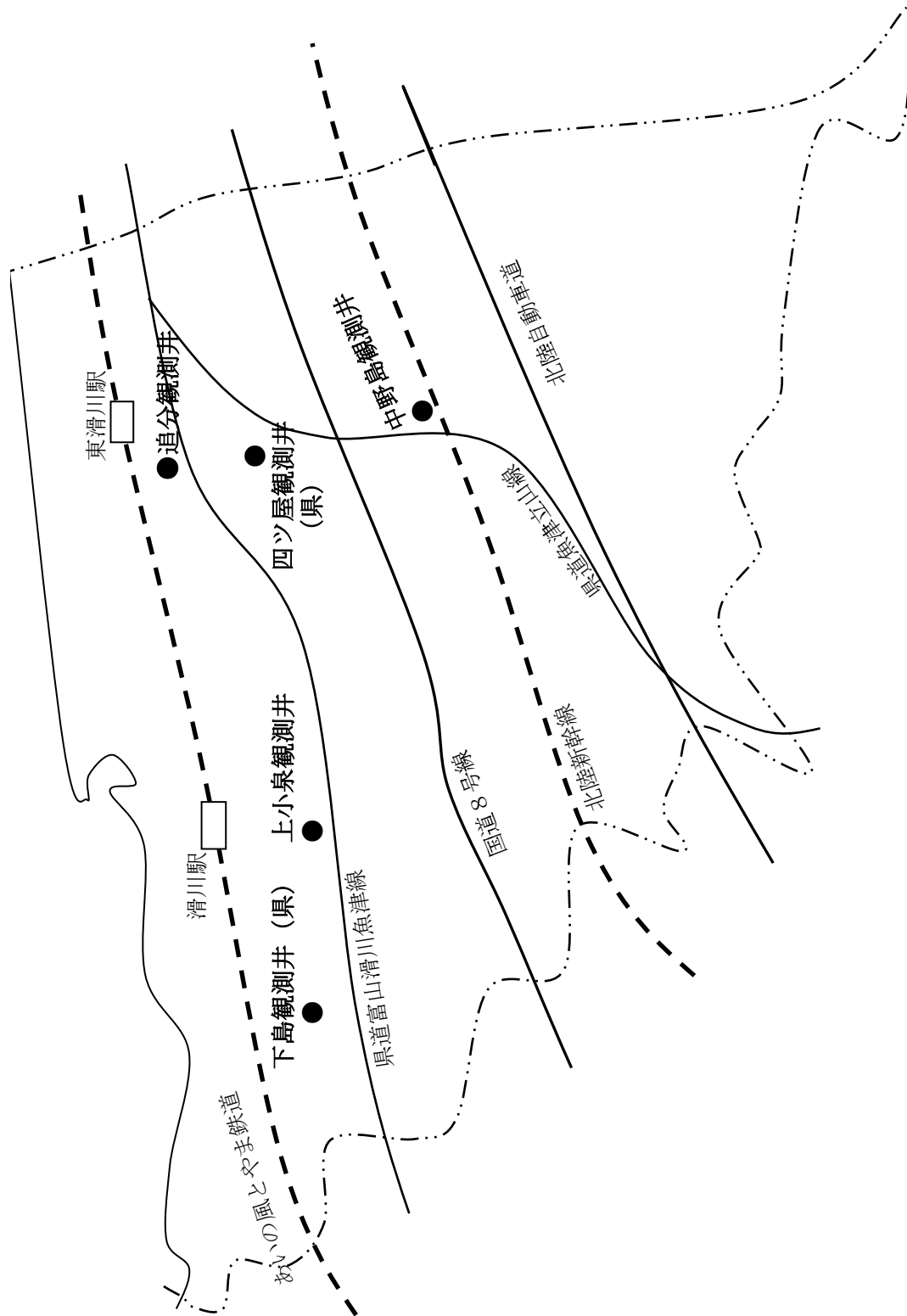


図-6 観測井位置図

表-23 年度別の地下水観測結果（上小泉観測井）

(単位：m)

年度	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年平均
6年	1.49	1.59	1.48	1.52	1.26	1.13	1.20	1.27	1.51	1.73	1.95	1.83	1.50
7年	1.65	1.38	1.33	1.40	1.01	0.90	0.79	0.83	1.37	1.59	1.80	1.71	1.31
8年	1.68	1.79	1.54	1.53	1.41	1.24	1.11	1.21	1.39	1.61	1.65	1.55	1.48
9年	1.60	1.63	1.74	1.56	1.30	1.18	1.15	1.20	—	1.79	1.92	1.79	1.41
10年	1.81	1.55	1.68	1.66	1.29	1.11	1.10	1.01	1.10	1.31	1.49	1.64	1.40
11年	1.84	1.86	1.78	1.88	1.66	1.52	1.44	1.50	1.57	1.54	1.63	1.60	1.65
12年	1.60	1.85	1.77	1.72	1.57	1.46	1.48	1.52	1.63	1.76	1.68	1.73	1.65
13年	—	—	—	1.69	1.57	1.39	1.27	1.36	1.55	1.73	1.80	1.85	1.58
14年	1.73	1.62	1.73	1.87	1.56	1.35	1.28	1.28	1.50	1.79	1.72	1.66	1.59
15年	1.76	1.73	1.88	2.02	1.67	1.47	1.48	1.48	1.45	1.74	2.07	2.08	1.74
16年	2.09	2.06	1.91	2.07	1.84	1.47	1.42	1.48	1.71	1.92	1.87	1.87	1.81
17年	1.86	1.67	1.60	1.76	1.78	1.74	1.62	1.44	1.50	1.67	1.86	2.09	1.72
18年	1.95	1.70	1.59	1.63	1.54	1.50	1.40	1.21	1.35	1.62	1.78	1.76	1.59
19年	1.82	2.00	2.16	2.23	2.08	1.87	1.72	1.66	1.71	1.94	2.10	2.01	1.94
20年	1.94	2.03	2.02	2.17	1.98	1.78	1.61	1.54	1.70	1.96	2.22	2.23	1.93
21年	2.30	2.21	2.29	2.33	2.15	2.06	1.93	1.80	1.97	2.21	2.35	2.39	2.17
22年	2.03	1.82	1.52	1.59	1.53	1.46	1.38	1.43	1.60	1.79	1.78	1.86	1.65
23年	1.91	1.76	1.71	1.90	1.81	1.65	1.61	1.59	1.59	1.67	1.82	1.86	1.74
24年	1.87	2.02	1.67	1.66	1.65	1.63	1.60	1.49	1.63	1.88	1.93	1.72	1.73
25年	1.47	1.41	1.55	1.76	1.65	1.52	1.50	1.39	1.27	1.54	1.59	1.57	1.52
26年	1.60	1.81	1.89	1.84	1.78	1.73	1.70	1.53	1.58	1.85	2.02	1.92	1.77
27年	1.30	1.56	1.68	1.77	1.69	1.67	1.74	1.67	1.73	1.90	2.07	1.95	1.73
28年	1.87	1.77	1.81	1.99	1.94	1.90	1.87	1.77	1.73	1.66	1.78	1.80	1.82
29年	1.81	1.73	1.75	1.91	1.85	1.79	1.51	1.26	1.21	1.40	1.46	1.49	1.60
30年	1.48	1.68	1.53	1.64	1.56	1.53	1.44	1.43	1.24	1.30	1.58	1.79	1.52
平均	1.77	1.76	1.73	1.80	1.65	1.52	1.45	1.41	1.52	1.72	1.84	1.83	1.66

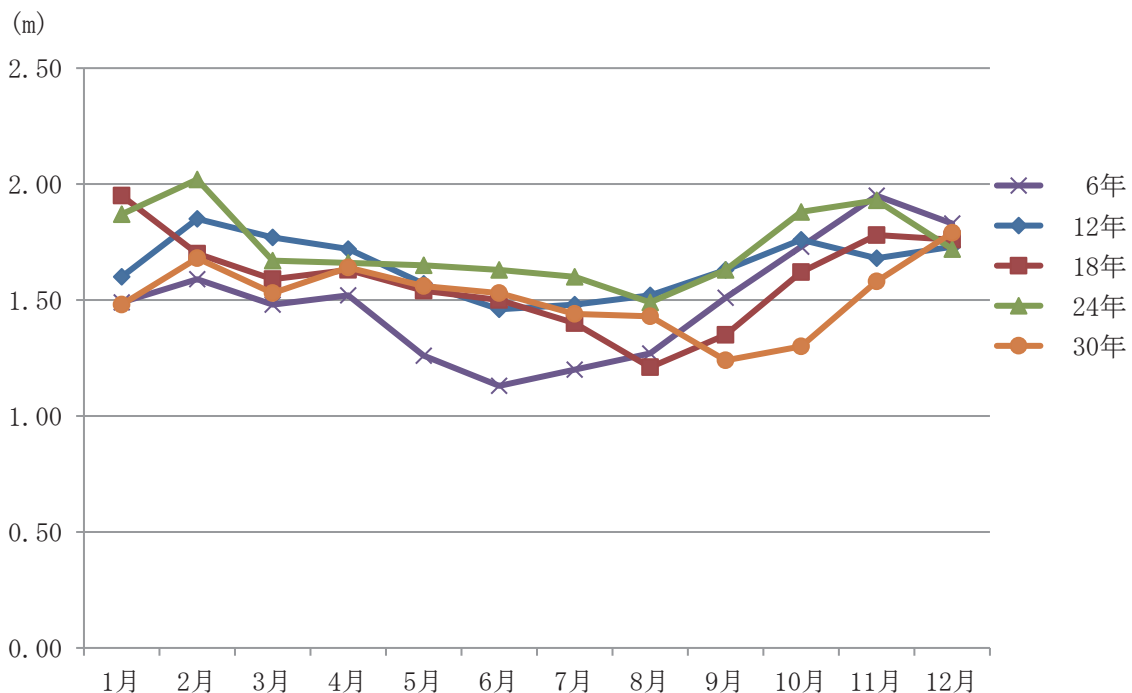


図-7 年別月の地下水位推移グラフ（上小泉観測井）

表-24 年度別の地下水観測結果（中野島観測井）

(単位：m)

年度	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年平均
6年	30.37	31.48	31.24	31.39	30.21	30.19	30.93	31.19	32.87	32.69	31.86	30.99	31.28
7年	29.92	30.11	30.65	30.96	29.51	29.18	28.46	28.56	30.52	31.27	31.73	30.69	30.13
8年	30.96	31.32	31.24	30.64	29.91	29.58	29.04	30.55	30.57	30.61	30.42	29.99	30.40
9年	30.21	30.57	31.21	30.14	29.67	29.34	29.32	29.20	30.86	31.33	31.50	30.34	30.31
10年	30.57	30.75	31.23	30.20	29.20	29.23	29.66	28.97	29.22	30.76	30.90	31.70	30.20
11年	31.34	31.83	31.00	29.60	30.09	29.92	29.99	31.95	31.23	30.19	30.76	30.47	30.70
12年	30.58	31.43	31.62	31.25	30.62	30.42	30.58	32.05	31.46	31.49	30.68	30.56	31.06
13年	32.64	31.59	31.54	31.53	31.00	30.66	29.79	33.88	32.71	32.75	35.47	35.59	32.43
14年	35.38	35.30	34.56	32.54	31.12	30.51	30.67	30.39	32.56	33.52	32.38	32.28	32.60
15年	32.55	33.23	33.01	32.57	31.68	29.97	31.09	32.68	32.75	32.26	31.17	31.40	32.03
16年	32.65	33.31	34.60	32.42	31.39	29.98	30.34	32.30	33.03	32.15	31.17	31.36	32.06
17年	32.32	31.46	32.32	32.11	31.74	31.85	31.88	31.37	30.54	31.67	32.05	33.62	31.91
18年	33.50	—	—	—	—	—	—	—	—	—	33.66	33.52	33.56
19年	34.03	34.77	34.99	34.62	34.08	33.50	32.96	33.17	33.87	34.10	34.35	32.93	33.95
20年	31.34	31.97	32.34	32.48	31.60	31.08	30.73	30.75	31.34	32.18	32.70	32.41	31.74
21年	32.47	32.29	32.42	32.42	32.30	32.20	31.92	30.69	31.25	32.41	32.55	32.56	32.12
22年	30.66	30.88	31.07	31.14	31.20	31.04	32.27	35.55	31.79	31.88	31.18	31.50	31.68
23年	31.24	31.72	31.44	31.91	31.54	30.94	31.16	31.21	31.19	31.17	31.55	31.48	31.38
24年	32.32	35.06	31.48	31.19	31.51	31.47	31.29	32.05	32.76	33.07	32.33	31.07	32.13
25年	30.64	31.55	31.29	31.32	30.64	30.43	30.47	29.92	29.38	30.45	30.57	30.30	30.58
26年	31.77	31.50	31.83	31.07	30.99	31.02	30.94	30.38	30.63	31.69	31.75	32.17	31.31
27年	29.26	33.66	31.46	31.36	30.64	30.93	31.13	30.91	31.14	31.34	31.68	30.89	31.20
28年	30.59	30.81	31.08	31.70	31.47	31.37	31.40	30.83	31.09	30.57	31.21	31.19	31.11
29年	31.06	31.17	31.59	31.97	31.70	31.42	30.25	29.28	29.22	30.31	30.07	30.12	30.68
30年	31.88	33.77	30.86	30.78	30.49	30.76	30.51	31.34	30.22	30.09	31.70	32.67	31.26
平均	31.61	32.15	31.92	31.55	31.01	30.71	30.70	31.22	31.34	31.66	31.82	31.67	31.51

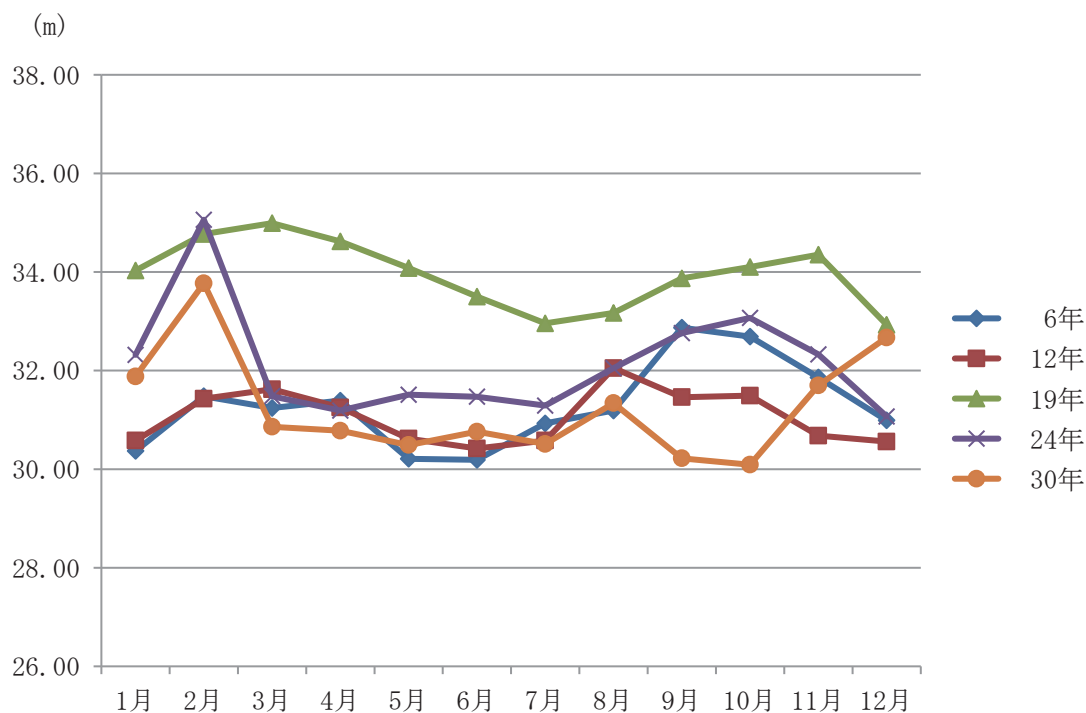


図-8 年別月の地下水位推移グラフ（中野島観測井）

表-25 年度別の地下水観測結果（追分観測井）

（単位：m）

年度	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年平均
20年	-	-	15.75	15.73	15.28	14.88	14.54	14.49	14.78	15.17	15.51	15.52	15.17
21年	15.78	15.86	15.92	15.85	15.64	15.55	15.33	14.68	14.77	15.26	15.48	15.38	15.46
22年	15.05	14.98	14.78	14.64	14.51	14.54	14.42	14.59	14.96	15.00	14.78	14.86	14.76
23年	15.11	15.21	15.29	15.38	15.02	14.66	14.55	14.45	14.47	14.50	14.67	14.76	14.84
24年	15.12	15.68	15.39	15.05	14.77	14.75	14.67	14.41	14.86	15.18	14.88	14.45	14.93
25年	14.25	14.55	14.74	14.72	14.40	14.29	14.16	13.92	13.71	14.07	14.09	14.09	14.25
26年	14.34	14.93	15.25	14.90	14.59	14.56	14.46	14.24	14.44	14.93	15.06	14.83	14.71
27年	14.33	14.74	15.02	14.88	14.54	14.65	14.76	14.62	14.77	14.94	15.10	14.86	14.77
28年	14.82	15.03	15.06	15.14	15.02	15.04	15.08	14.81	14.89	14.65	14.81	14.93	14.94
29年	14.94	15.14	15.25	15.45	15.24	15.18	14.75	14.24	14.10	14.33	14.36	14.47	14.79
30年	14.76	15.11	14.99	14.79	14.55	14.58	14.41	14.46	14.31	14.14	14.42	14.69	14.60
平均	14.85	15.12	15.22	15.14	14.87	14.79	14.65	14.45	14.55	14.74	14.83	14.80	14.84

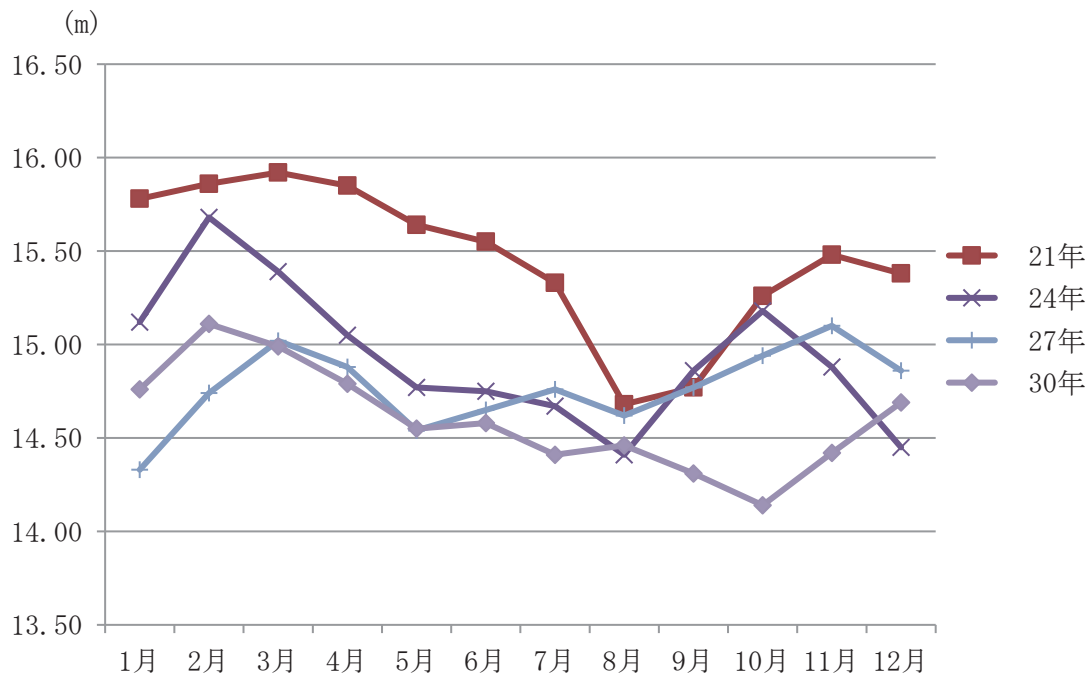


図-9 年別月の地下水位推移グラフ（追分観測井）

第7節 公害苦情の受理状況

公害苦情は、地域住民の生活に深く関連した問題であり日常生活の中で住民が身近に起きた公害について、その都度苦情として持ち込まれてくるものです。

昭和54年度から平成30年度中に受理した公害苦情は291件で、水質汚濁に関するものが40%ともっとも多く、ついで騒音、振動の17%、悪臭の16%、大気汚染の4%の順になっています。

年度別の公害苦情受理件数は表-26のとおりです。近年、油等の流出による水質汚濁のほか騒音に関する苦情が増えています。

表-26 年度別公害苦情受理件数

種類 年度	大気汚染	水質汚濁	悪臭	騒音・ 振動	その他	合計
S54～H6	5	50	18	33	22	128
7		2	2		2	6
8		1	2	1		4
9			3		1	4
10	1	1	2			4
11	1	3	1		2	7
12			4	1	4	9
13	1	2	2		6	11
14		2	2	2	4	10
15		1	3	1	7	12
16		6	4	1	1	12
17		3		1	3	7
18		1			5	6
19		1		1	3	5
20		5	2			7
21		4		2		6
22		4		1	1	6
23		6				6
24		5				5
25	1	3		1	1	6
26	1	4	1		1	7
27		5				5
28		3		2	2	7
29		2			3	5
30	2	1		3		6
合計	12	115	46	50	68	291

※この苦情件数は、公害紛争処理法に基づき国へ報告した件数です。

第8節 公害防止協定の締結状況

本市では公害を未然に防ぐとともに市民の生活環境の保全を目的とし、滑川市公害防止条例第6条に基づいて、企業との公害防止協定を締結しています。企業との公害防止協定の締結状況は、表-27のとおりです。

表-27 本市と企業との間に締結した公害防止協定

締結企業	業種	進出既設の別	締結年月日
(株)加積製作所	金属製品製造	進出	S46. 11. 25
三友商事(有)	魚腸骨処理業	進出	S48. 10. 5
富士電機パワーセミコンダクタ(株) (※(株)北陸富士)	シリコンデバイス製造	進出	S59. 7. 30
(株)不二越滑川工場	工作機械製造	進出	S61. 1. 24
安田工業団地振興会	鉄鋼業他	進出	H2. 4. 1
石崎産業(株) 【覚書】	ダンボール製品製造	進出	H2. 9. 27
武内プレス工業(株) 滑川本江工場 【覚書】	金属製品製造業	進出	H6. 11. 1
富士ゼロックスマニュファクチャリング(株) (※富士ゼロックイメージングマテリアルズ(株))	電子写真用トナー製造	進出	H13. 4. 19
YKKAP(株)北陸事業所	建材加工業他	既設	H15. 10. 1
三豊工業(株)	廃棄物処理業	進出	H19. 4. 4

第9節 公害防止施設整備資金利子補給

企業における公害防止施設の整備は、法令による規制の強化と行政指導の徹底によりきびしく要求されていることから、これらの整備を積極的に推進し公害の防止を図るため、本市では昭和46年5月より「滑川市公害防止施設整備資金利子補給要綱」（資料-6）を設け、中小企業者の公害防止施設の整備に要する資金の利子補給を行い公害防止施設の整備促進を図っているところですが、平成8年度以降はその利用がなくなっている現状です。

公害防止施設整備資金利子補給状況

種 類 年 度	大気関係		水質関係		騒音関係		悪臭関係		合 計	
	件数	補給額	件数	補給額	件数	補給額	件数	補給額	件数	補給額
S50	-	-	1	100,000	1	92,232	1	100,000	3	292,232
51	1	13,118	1	100,000	1	100,000	1	100,000	4	313,118
52	1	26,423	1	100,000	1	100,000	1	100,000	4	326,423
53	1	23,261	1	100,000	1	100,000	1	100,000	4	323,261
54	1	14,512	1	100,000	1	77,245	1	100,000	4	291,757
55	1	951	-	-	2	60,641	1	82,473	4	144,065
56	-	-	-	-	1	42,282	1	58,566	2	100,848
57	1	100,000	-	-	1	25,992	1	32,266	3	158,258
58	1	100,000	-	-	1	16,392	1	17,729	3	134,121
59	1	100,000	3	81,533	2	106,818	-	-	6	288,351
60	1	100,000	3	300,000	1	100,000	1	100,000	6	600,000
61	1	100,000	4	400,000	1	100,000	1	100,000	7	700,000
62	1	19,520	5	455,632	-	-	1	100,000	7	575,152
63	-	-	5	445,765	-	-	1	100,000	6	545,765
H1	-	-	5	418,644	-	-	1	100,000	6	518,644
2	-	-	2	128,618	1	100,000	1	76,145	4	304,763
3	-	-	3	123,721	1	100,000	-	-	4	223,721
4	-	-	1	68,056	1	100,000	-	-	2	168,056
5	-	-	1	58,847	1	96,330	-	-	2	155,177
6	-	-	1	47,636	1	75,868	-	-	2	123,504
7	-	-	1	32,157	-	-	-	-	1	32,157
計	11	597,785	39	3,060,609	19	1,393,800	15	1,267,179	84	6,319,373

第 10 節 特定施設等の届出状況

(1) 大気汚染防止に基づくばい煙発生施設の届出状況 (県届出)

工場・事業場数	ばい煙発生施設数					計
	ボイラー	乾燥炉	廃棄焼却炉	ガスタービン	ディーゼル機関	
33	80	4	0	2	7	93

(2) 大気汚染防止法に基づく一般粉じん発生施設の届出状況 (県届出)

工場・事業場数	一般粉じん発生施設数				計
	堆積場	ベルトコンベア バケットコンベア	破碎機 摩砕機	ふるい	
10	18	2	3	1	24

(3) 大気汚染防止法に基づく揮発性有機化合物排出施設の届出状況 (県届出)

工場・事業場数	接着用乾燥施設	オフセット輪転印刷乾燥施設	計
2	1	3	4

(4) 水質汚濁防止法に基づく特定施設届出状況 (県届出)

業種別	農 業	鉱 業	食 料 品 製 造 業	飼料・たばこ・飼料製造業	木 材 ・ 木 製 品 製 造 業	化 学 工 業	窯業・土石製品製造業	非 鉄 金 属 製 造 業	金 属 製 品 製 造 業	電 気 機 械 器 具 製 造 業	水 道 業	飲 食 料 品 小 売 業	そ の 他 の 小 売 業	洗 濯 ・ 理 容 ・ 美 容 ・ 浴 場 業	そ の 他 の 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業	宿 泊 業	廃 棄 物 処 理 業	学 校 教 育	学 術 ・ 開 発 研 究 機 関	そ の 他	合 計
数	13	2	29	5	2	5	2	1	4	5	4	1	10	10	0	4	0	3	1	4	105

(5) 騒音規制法に基づく特定施設の届出状況

工場数	特定施設	金 属 加 工 機 械	空 気 圧 縮 機 等	土 石 用 破 砕 機 等	建 設 用 資 材 機 械	木 材 加 工 機 械	印 刷 機 械	合 成 樹 脂 型 用 機	射 出 成 型 機	計
26		87	242	22	1	9	12	7		380

(6) 振動規制法に基づく特定施設の届出状況

工場数 \ 特定施設	金属加工機械	圧縮機	土石用破碎機等	木材加工機械	印刷機械	射出成型樹脂型用機	計
16	100	193	26	3	15	15	352

(7) 富山県公害防止条例に基づく特定施設の届出状況

特定施設の種類	ばい煙	粉じん・有毒ガス	汚水又は廃液	騒音	悪臭
工場・事業場数	1	60	51	159	18

(8) 滑川市地下水の採取に関する条件に基づく井戸の設置届出状況

工場・事業所数 \ 吐出口断面積	21 ~ 60 (cm ²)	61 ~ 100 (cm ²)	101 ~ 200 (cm ²)	計
66	45	24	23	92

以上、平成31年3月31日現在の届出状況です。

第 11 節 廃棄物の現況

1. ごみ処理の現況

昭和 50 年代までは、高度経済成長に端を発した大量生産・大量消費を背景としてごみ量が急激に増加し、それらを適正に処理するため収集体制の確保と施設の整備に重点を置いた施策を展開してきました。

昭和 60 年以降は環境保全と資源の有効利用の必要性から、ごみの減量化や資源化を推進してきました。

本市では、平成 4 年度から生ごみ処理機器購入補助制度や資源回収団体（P T A 等各種団体）に対する報奨金制度を実施しているほか、平成 8 年度からはびん類及び缶類を、平成 9 年度から容器包装リサイクル法の施行によりペットボトルを、それ以外の容器包装については平成 12 年度から資源ごみとして分別収集を行い、現在はペットボトル、空きびん等 12 種類の分別収集を実施しています。

平成 21 年度からは、従来のごみ収集体制を大幅に見直し、市民が収集日を把握しやすいよう、ごみの種類ごと（燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源ごみ）に曜日を決め、地区単位ごとに収集を実施しています。

また、じん芥処理場跡地にストックヤード（資源ごみ保管施設）を整備し、市民が持ち込む資源ごみの受け入れや学習の場として活用するなど、ごみの減量化、資源化の推進に努めているところです。

ごみ収集体制については、表-28 のとおりです。

表-28 ごみ収集体制

(1) 市内収集

ごみの種類		収集方式	収集回数	搬入先
燃やせるごみ		ステーション方式	週2回 (曜日指定)	富山地区広域圏 クリーンセンター
燃やせないごみ			月1回 (曜日指定)	富山地区広域圏 リサイクルセンター
資源ごみ①	缶、びん、ペットボトル、 紙パック、段ボール、 紙製容器包装、プラスチック容器包装		月2回 (曜日指定)	富山地区広域圏が指定する場所 引取契約業者(紙パック、 段ボールのみ)
資源ごみ②	新聞・チラシ、雑誌・ 雑がみ、古布		月1回 (曜日指定)	引取契約業者

(2) 拠点回収

ごみの種類		収集方式	収集回数	搬入先
資源ごみ	缶、びん、ペットボトル、 紙パック、段ボール、 紙製容器包装、プラスチック容器包装、新聞・ チラシ、雑誌・雑がみ、古布、廃食用油、 小型廃家電	持込み	随時 (ストックヤード稼働日)	滑川市 ストックヤード
			水・日曜日 午前中 (8:30~12:00)	拠点ステーション 西地区コミュニティセンター 滑川市勤労者会館
			平日 (8:30~17:00)	(株)公生社 ※廃食用油、使用済小型 家電のみ
			火曜日 (9:00~17:00)	北加積地区公民館駐車場 敷地内 ※廃食用油のみ
	大型金属類		随時 (ストックヤード稼働日)	滑川市 ストックヤード
ペットボトル		随時	市内小売店3店舗	

(1) 燃やせるごみ

平成 30 年度の燃やせるごみの収集量は、平成 14 年度の収集量と比較すると 10% の減少となっています。

減少した要因としては、平成 12 年度より廃棄物の減量やリサイクル体制の強化を目的とした容器包装リサイクル法が施行されたことに伴い、資源ごみの分別意識が徐々に浸透してきたことや、さらには平成 21 年度から市内のごみ収集体制の見直しの実施、資源回収施設であるストックヤードの運用により資源ごみの回収が促進されたことによるものと考えられます。

また、処理施設については、平成 14 年 10 月まで市衛生センターじん芥処理場で処理していたが、ダイオキシン類に係る排出基準の強化に伴い、平成 14 年 11 月より全面的に富山地区広域圏クリーンセンターで処理を行っています。

なお、市のじん芥処理場は平成 18 年度から 19 年度にかけて解体し、その跡地にストックヤード（資源ごみ保管施設）を整備したところです。

平成 14 年度からの年度別燃やせるごみの収集量は、表-29 のとおりです。

(2) 燃やせないごみ

燃やせないごみの収集量は、平成 14 年度の収集量と比較すると、大幅に減少しています。

これは、平成 13 年度より家電リサイクル法、平成 15 年度にパソコンリサイクル法が施行されたことによりごみの分別が促進され、減少したものと考えられます。また、大型の金属類をストックヤードで受け入れるようにしたのも減少につながっているものと考えられます。

平成 14 年度からの年度別燃やせないごみの収集量は、表-30 のとおりです。

(3) 資源ごみ

資源ごみについては、平成 8 年度からびん、缶の収集を開始し、その後、容器包装リサイクル法の施行に伴い、平成 9 年度からペットボトル、平成 12 年度以降は、その他の容器包装ごみの収集を開始しました。平成 21 年度からは新聞、雑誌、古布のステーション収集を開始し、平成 20 年度からは廃食用油、平成 23 年度からは使用済小型家電の拠点回収を開始しました。

また、ごみの減量化・リサイクル化をより促進するため、平成 16 年度から西地区コミュニティセンター及び勤労者会館の 2 箇所において資源ごみ回収拠点ステーションを設け、平成 21 年度からはストックヤードを整備し、西地区コミュニティセンター、勤労者会館と併せて資源ごみの回収拠点として運用しています。

平成 14 年度からの年度別資源ごみの収集量は、表-31 のとおりです。

(4) 資源再利用推進団体が実施した資源集団回収

P T A 等各種団体が資源回収事業として、新聞、雑誌、ダンボール、アルミ缶、牛乳パック及び古布を回収しています。市では収集量に応じ資源再利用推進報奨金を実

施団体に交付しています。

平成 30 年度では 26 団体が実施し、回収量 702 t に対し報奨金を約 210 万円交付しています。

平成 14 年度からの年度別回収量は、表－32 のとおりです。

(5) 総ごみ排出量

年間の一般家庭からの総ごみ排出量及び、1 人 1 日当たりのごみ排出量等は、表－33 のとおりです。

表-29 年度別燃やせるごみの収集量

(単位：t)

年度	平成 14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
区分 回収量 (対14年度比)	7,469	7,273 (97%)	6,966 (93%)	6,997 (94%)	7,041 (94%)	6,920 (93%)	6,898 (92%)	6,618 (89%)	6,597 (88%)	6,678 (89%)	6,929 (93%)	6,815 (91%)	6,949 (93%)	6,904 (92%)	6,784 (91%)	6,800 (91%)	6,745 (90%)

表-30 年度別燃やせないごみの収集量

(単位：t)

年度	平成 14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
区分 不燃物(埋立)	415	388	364	332	239	195	182	165	158	157	103	104	100	106	109	100	88
可燃物	259	286	284	273	221	180	164	129	117	113	168	163	166	166	148	154	148
磁性金属	367	349	327	260	229	176	140	137	126	130	138	141	123	120	118	115	106
非鉄金属	30	30	31	31	26	16	13	17	17	17	18	18	24	22	21	20	17
計 (対14年度比)	1,071	1,053 (98%)	1,006 (94%)	896 (84%)	715 (67%)	567 (53%)	499 (47%)	448 (42%)	418 (39%)	417 (39%)	427 (40%)	426 (40%)	413 (39%)	414 (39%)	396 (37%)	389 (36%)	359 (34%)

表-31 年度別資源ごみの収集量

(単位：t)

区 分	年 度																
	平成 14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
びん	209	219	222	213	211	206	211	200	211	210	207	196	190	204	179	174	177
缶	96	94	91	91	96	100	95	101	104	102	108	98	88	82	72	60	64
ダンボール	113	146	151	148	159	158	160	168	171	172	180	173	173	177	173	169	176
紙製容器包装	66	67	63	65	65	68	68	78	75	74	75	71	68	69	67	64	66
紙パック	12	13	13	13	13	13	13	11	12	12	12	11	10	10	10	9	9
ペットボトル	51	53	55	60	65	65	64	69	72	66	71	72	66	67	64	64	70
プラスチック製容器包装	101	118	127	130	135	138	132	136	134	133	130	127	122	123	125	123	126
新聞			9	22	30	35	40	179	136	149	143	129	128	223	200	198	182
雑誌			18	35	47	48	54	200	211	213	193	220	173	112	112	97	108
古布								26	13	12	10	13	26	12	11	10	11
使用済小型家電										6	6	11	11	16	22	22	28
計	648	710	749	777	821	831	837	1,168	1,139	1,149	1,135	1,121	1,055	1,095	1,035	990	1,017
廃食用油 (kl)							1.2	4.2	4.6	5.1	5.6	5.8	5.3	5.9	6.1	6.5	6.8

備考 1 ペットボトル収集量には、店頭による拠点ステーション回収分を含む。

2 使用済小型家電、廃食用油については、拠点ステーションによる回収量である。

表-32 資源再利用推進団体が回収した年度別資源ごみ量

(単位：t)

年度 区分	平成 14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
新聞	547	561	600	595	645	657	592	571	515	502	491	515	492	485	461	446	449
雑誌	329	289	283	289	300	298	262	264	222	211	194	204	179	165	160	146	154
ダンボール	99	96	94	108	101	98	84	103	88	94	81	88	78	75	78	77	91
アルミ缶	8	8	10	10	10	9	9	9	9	8	8	8	8	7	7	7	7
牛乳パック	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
布	11	13	14	11	12	14	15	12	14	13	14	13	4	0	0	0	0
計	995	968	1,002	1,014	1,069	1,077	964	960	849	829	789	829	762	733	708	677	702
(対14年度比)	-	(97%)	(101%)	(102%)	(107%)	(108%)	(97%)	(96%)	(85%)	(83%)	(79%)	(83%)	(77%)	(74%)	(71%)	(68%)	(71%)

表-33 1人1日当たりのごみ排出量

区 分	年 度		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	平成	令和																	
行政区域人口(人)			34,200	34,275	34,321	34,238	34,187	33,986	33,954	33,943	33,911	33,830	33,897	33,746	33,697	33,513	33,399	33,343	33,251
総排出量(t)			10,183	10,005	9,723	9,685	9,645	9,395	9,199	9,195	9,003	9,072	9,280	9,177	9,144	8,923	8,855	8,822	
1日当たり 排出量(t)			28	27	27	27	26	26	25	25	25	25	25	25	25	24	24	24	24
1人1日当たり 排出量(g) (対14年度比)			816	798 (95%)	776 (93%)	775 (92%)	773 (92%)	757 (90%)	742 (89%)	742 (89%)	727 (87%)	735 (88%)	750 (89%)	746 (91%)	746 (91%)	732 (90%)	728 (89%)	727 (89%)	

備考 1 行政区域人口は9月末の人口数。

2. し尿処理の現況

生し尿及び浄化槽汚泥は滑川市衛生センターで処理してきましたが、施設の老朽化に伴い、平成 26 年 4 月から富山地区広域圏衛生センター（上市町稗田 1 番地）の施設で処理を行なっています。

し尿収集体制は、表-34 のとおりであり、平成 14 年度からのし尿処理量の推移は表-35 のとおりです。

表-34 し尿収集体制

種 類	区 分	処理人口 (平成 30 年度)	処理施設名
生し尿	委 託	1, 2 2 1 人	富山地区広域圏衛生センター
浄化槽汚泥	許 可	8, 6 6 3 人	

※ 処理人口については、一般廃棄物処理事業実態調査より抜粋。

表-35 し尿処理量の推移

(単位：kl)

区 分	年 度	平成	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
生し尿 (対14年度比)		4,020	3,741 (93%)	3,421 (85%)	3,162 (79%)	2,935 (73%)	2,609 (65%)	2,428 (60%)	2,242 (56%)	2,088 (52%)	1,932 (48%)	1,801 (45%)	1,689 (42%)	1,570 (39%)	1,404 (35%)	
	浄化槽汚泥 (対14年度比)	5,992	6,719 (112%)	6,619 (110%)	6,811 (113%)	7,319 (122%)	7,608 (127%)	7,085 (118%)	6,806 (114%)	6,722 (112%)	6,673 (111%)	6,262 (105%)	6,270 (105%)	5,858 (98%)	5,967 (100%)	
年間処理量 (対14年度比)		10,012	10,460 (104%)	10,040 (100%)	9,973 (100%)	10,254 (102%)	10,217 (102%)	9,513 (95%)	9,048 (90%)	8,810 (88%)	8,605 (86%)	8,063 (81%)	7,959 (79%)	7,428 (74%)	7,371 (74%)	

区 分	年 度	平成	28年度	29年度	30年度
生し尿 (対14年度比)		1,345 (33%)	1,273 (32%)	1,172 (29%)	
	浄化槽汚泥 (対14年度比)	5,176 (86%)	5,242 (87%)	4,767 (80%)	
年間処理量 (対14年度比)		6,521 (65%)	6,516 (65%)	5,939 (59%)	

第4章 令和2年度以降に

実施する施策

第4章 令和2年度以降に実施する施策

私たちは、日常生活や事業活動で大量の資源やエネルギーを消費し、その結果、大気汚染、水質汚濁、廃棄物の大量発生、土壌汚染などの環境問題を引き起こしています。特に地球温暖化は、異常気象の頻発、生態系への影響、災害の激化など私たちの経済・社会活動に様々な影響が生じる可能性が指摘されています。

今日、廃棄物や自然の改変、大気・水・土壌の汚染などの身近な問題から、地球的規模の問題に至るまで、様々な環境問題への対応が求められています。

これらの問題を解決し、次世代により良い環境を引き継いでいくために、環境負荷の少ない持続可能な社会の構築を目指し、各種の環境保全施策を積極的に推進することとしています。

1. 大気汚染防止対策

(1) 常時観測

富山県大気汚染常時観測局適正配置計画により、平成31年4月以降、市で従前、観測していた浮遊粉じん濃度、風向風速等が廃止されたことからそれらの測定物質については、周辺の観測局での測定データの提供を県から適宜受けるなどにより、環境基準の達成状況等の継続的な把握に努めます。

またオキシダント濃度については、上島観測局において県が継続測定を行うことから、県からデータの提供を適宜受けるなど、環境基準の達成状況等の継続的な把握に努めます。

(2) 緊急時等の対策

光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM2.5）については、県が定めた「富山県大気汚染緊急時対策要綱」や「富山県微小粒子状物質注意喚起実施要領」に基づいて、注意喚起、緊急時の対応及び連絡体制を万全にするとともに、緊急時においては住民等への周知を迅速かつ的確に行います。

2. 水質汚濁防止対策

(1) 河川の水質調査

市内主要河川の水質汚濁状況を把握するため、引き続き調査を実施します。

(2) 海域の水質調査

大川地先の海域について水質調査を継続するとともに底質調査も継続して実施します。

(3) 工場排水等の調査

市内の公共用水域の水質汚濁を防止するため、特定施設を有する事業場からの排水についての水質調査を引き続き実施し、水質の監視を行います。

3. 騒音・振動防止対策

環境騒音や道路交通騒音及び振動測定調査を継続して実施します。

4. 地下水保全対策

(1) 地下水位の常時観測

地下水の適正かつ合理的な利用を図るため、上小泉、中野島、追分地内の3箇所を観測井において地下水位の常時観測を実施し、地下水位の変動状況の把握に引き続き努めます。

(2) 魚津・滑川地域地下水利用対策協議会

今後も魚津・滑川地域地下水利用対策協議会を継続して支援するとともに、平成26年度より加入した「水資源保全全国自治体連絡会」にも引き続き加入し、他の自治体や企業などと連携して地下水保全に取り組みます。

5. 廃棄物対策

(1) ごみの減量化

ごみの減量化やリサイクル化の促進を図るため、

- ・ごみの分別収集の徹底や不用品交換の場である「ゆずります・もとめます」を推進します。
- ・資源ごみ回収拠点ステーションであるストックヤードの利活用を促進します。
- ・各町内会や資源再利用団体への活動補助金の交付を継続します。

(2) 不法投棄の防止

チラシや広報誌などでの不法投棄防止の啓発、不法投棄防止パトロール員による市内巡回監視の実施、不法投棄防止用の物品や啓発看板の設置等を実施します。

(3) 食品ロス削減

食品廃棄物等における食品ロスの占める割合が多く、国内だけではなく世界的な課題となっていることから、市広報や環境イベント等で啓発により食品ロスを削減に努めます。

(4) 海岸漂着物対策

海岸漂着物が海洋環境に悪影響を及ぼしていることから海岸漂着物対策として、町内会や各種団体が実施する海岸清掃で生じたゴミ等を市で収集運搬しており今後も継続していきます。また、国や県の取り組みにも積極的に協力をし、海岸漂着物対策の促進に努めます。

6. 地球温暖化防止対策

深刻化する地球温暖化の防止対策として、

- ・公共施設への太陽光発電システムや省エネ器具の設置を図ります。
- ・地球温暖化防止の意識の高揚を図るため、市内小中学校の児童生徒を対象に「エコポスター」の募集を行い、広く市民に供覧します。
- ・地球温暖化の一因である自動車燃料のガソリンなど化石燃料の消費を抑えるため、庁用車の低公害・低燃費車の導入に努めます。
- ・平成27年度に策定した「第2次地球温暖化対策滑川市実行計画」に基

づき、温室効果ガス排出量の削減に努めます。

7. 大地と水循環の保全

市の良好な大地と水循環の保全を目的に「滑川市の大地と水循環を守る条例」を定めたことから、将来にわたって市民がこれらの恩恵を享受できるよう取り組みます。

8. その他

- ・市民ひとり一人がごみや地球温暖化等の環境問題について考え、実践していく契機として、市民、事業者、行政が一体となって実施するイベントを引き続き開催します。
- ・環境問題への理解を深め、環境にやさしい行動が大切だという気持ちを持って日々の暮らしの中で行動できるよう、子ども向けの出前講座を実施します。

資 料

1. 滑川市公害防止条例
2. 滑川市公害防止条例施行規則
3. 滑川市地下水の採取に関する条例
4. 滑川市地下水の採取に関する条例施行規則
5. 滑川市環境対策審議会規則
6. 滑川市公害防止施設整備資金利子補給要綱
7. 滑川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例
8. 滑川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則
9. 滑川市環境美化促進条例
10. 滑川市環境美化促進条例施行規則
11. 滑川市の大地と水循環を守る条例
12. 滑川市の大地と水循環を守る条例施行規則

1. 滑川市公害防止条例

〔昭和 46 年 3 月 26 日〕
条例第 1 号

改正 昭和46年10月1日条例第32号
昭和50年3月27日条例第23号
平成12年3月22日条例第6号
平成18年3月27日条例第13号
平成30年3月23日条例第10号

(目的)

第1条 この条例は、環境基本法（平成5年法律第91号）の趣旨にのつとり、法令及び富山県公害防止条例（昭和45年富山県条例第34号。以下「県条例」という。）に特別の定めがあるもののほか、公害を未然に防止するため、必要な事項を定めることにより、市民の健康を保護するとともに生活環境の保全を図り、もつて市民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「公害」とは、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる大気汚染・水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染・騒音・振動・地盤沈下及び悪臭によつて人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

2 この条例にいう「生活環境」には、人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含むものとする。

(市長の責務)

第3条 市長は、公害の発生源、発生原因及び発生状況等（以下「公害の発生状況等」という。）を監視し、公害の防止に資する調査研究に努め、あらゆる施策を通じて市民の健康を守り、安全かつ快適な生活が確保されるように努めなければならない。

2 市長は、前項の規定による調査の結果、あきらかになった公害の発生状況等について市民に公表するものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、法令、県条例及びこの条例の規定に違反しない場合においても、その事業活動による公害を防止するため最大限に努力するとともに、その責任において必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を、その責任において適正に処理しなければならない。

3 事業者は、公害を防止し、環境を保全するため、その事業場の周囲に緩衝地帯を設け、植樹するように努めなければならない。

4 事業者は、市長その他の行政機関が実施する公害の防止に関する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、公害が発生しないよう努めるとともに、市長その他の行政機

関が実施する公害防止に関する施策に協力しなければならない。

(公害の防止の協定)

第6条 市長は、公害の発生するおそれがある施設を設置し、又は施設を新設若しくは増設しようとする事業者に公害防止に関する協定の締結を求めることができる。

2 前項の求めがあつたときは、事業者は、その求めに応じなければならない。

(防止計画の提出)

第7条 市長は、必要と認めるときは事業者に対し、公害防止のための措置に関する計画の提出を求めることができる。

2 前項の求めがあつたときは、事業者は、その計画を提出しなければならない。

(特設施設等の届出)

第8条 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第2項、第5項、第9項、第10項及び第13項、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第2項に規定する施設並びに県条例第2条第4項に規定する特定施設（騒音及び悪臭に係る特定施設を除く。）を新たに設置しようとする事業者は、富山県知事にする届出と同時に市長に届け出なければならない。

2 前項の規定は、大気汚染防止法第8条第1項、第17条の6第1項、第18条第3項及び第18条の6第3項、水質汚濁防止法第7条並びに県条例第11条第1項の規定による届出の場合に準用する。

(公害防止の緊急処置)

第9条 事業者は、特別の事情の発生により、公害を発生させたとき又は発生させるおそれがあるときは、直ちに操業を中止し、又は短縮するなどの措置を講ずるとともに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 前項の届け出をした事業者は、すみやかにその原因となつた事態を除去するための措置に関する計画を市長に届け出なければならない。

3 前項により計画を提出した事業者は、その措置を完了した日から三日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

4 市長は、前項による届出を受理したときは、すみやかにその措置について確認しなければならない。

(報告及び検査)

第10条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し公害の状況その他必要な事項の報告を求め、又は職員をして事業場内に立ち入り、施設その他の物件を検査させることができる。

2 前項の報告又は検査の求めがあつたときは、事業者は、正当な理由なくこれを拒むことができない。

3 第1項の規定により立ち入り検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があればこれを提示しなければならない。

(指導・勧告)

第11条 市長は、公害が発生していると認める者又は公害を発生させるおそれがあると認める者に対し、公害防止に必要なかつ適切な指導又は勧告を行うものとする。

2 前項の実施について必要ある場合は、他の行政機関を通じ、適切な処理を講ずることができる。

(苦情の処理)

第12条 市長は、公害に関する苦情について市民の相談に応じ、必要があるときは他の行政機関と協力して適切な処理につとめるものとする。

2 市長は、公害に関する苦情を処理するため苦情処理機関を設けることができる。

(医療救済)

第13条 市長は、あきらかに公害の影響によると認められる疾病が発生した場合は、その疾病にかかった者に対し、必要な医療救済の措置を講じなければならない。

(諮問機関)

第14条 市長の諮問に応じて、公害の防止その他公害に関する必要な事項を調査審議するため、滑川市環境対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員12人以内で組織する。

3 審議会の委員は、次にかかげる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市議会議員

(2) 学識経験を有する者

(3) 関係行政機関の職員

4 委員の任期は、2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

5 前各号に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

(援助)

第15条 市長は、規則で定める小規模事業者が行う公害の防止のための施設等の設置又は改善について必要な資金のあつせんその他の援助に努めるものとする。

(規則への委任)

第16条 この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

(罰則)

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

(1) 第8条及び第9条の規定による届け出をおこたつた者

(2) 第10条の規定による報告をおこたり、若しくは虚偽の報告をし、又は同条の規定による検査を拒み、若しくは忌避した者

(両罰規定)

第18条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前条の罰金刑を科する。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

(低開発地域工業開発促進法施行に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正)

- 2 低開発地域工業開発促進法施行に伴う固定資産税の課税免除に関する条例
(昭和 38 年条例第 2 号) の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則 (昭和 46 年条例第 32 号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 50 年条例第 23 号)

この条例は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 12 年条例第 6 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 18 年条例第 13 号)

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 30 年 3 月 23 日条例第 10 号)

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

2. 滑川市公害防止条例施行規則

〔昭和 46 年 4 月 3 日〕
規則第 10 号

改正 平成18年 3 月 28 日規則第35号

令和元年 6 月 3 日規則第35号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、滑川市公害防止条例（昭和 46 年条例第 1 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(防止計画の提出)

第 2 条 条例第 7 条第 1 項の規定による公害防止計画の提出は、様式第 2 号による公害防止計画書に基づいてしなければならない。

(特定施設の届出)

第 3 条 条例第 8 条の規定による届け出は、様式第 1 号による特定施設設置（変更）届出書によつて、設置又は変更しようとする日の 60 日前までに届け出なければならない。

(公害防止の緊急処置)

第 4 条 条例第 9 条第 1 項の規定による届け出は、様式第 3 号による公害発生にかかる緊急措置届出書によらなければならない。

- 2 前項の届け出をした事業者は、公害発生にかかる緊急措置計画書を様式第 4 号に基づいて届け出なければならない。
- 3 前項の届け出をした事業者は、その措置を完了した日から 3 日以内に公害発生にかかる緊急措置完了届を様式第 5 号に基づいて届け出なければならない。

(立入検査)

第 5 条 条例第 10 条第 3 項に規定する立入検査を行う市の職員の身分を示す証明書は、様式第 6 号による。

(小規模事業者の定義)

第 6 条 条例第 15 条に規定する小規模事業者とは、市内に引続き 1 年以上工場又は事業場を有しているもののうち、資本金又は出資の総額が 3,000 万円（商業又はサービス業にあつては 500 万円）以下でかつ、従業員の数が 100 人（商業又はサービス業にあつては 20 人）以下の会社又は個人とする。

附 則

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 18 年規則第 35 号）

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 6 月 3 日規則第 3 号）

この規則は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

3. 滑川市地下水の採取に関する条例

〔昭和 51 年 3 月 27 日〕
条例第 21 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地下水の採取の適正化を図ることにより、その水源を保全し、もつて市民の福祉に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「特定地域」とは、地下水を採取することにより、地下水の相互干渉等地下水の採取に伴う障害が発生し、又は発生するおそれのある地域であつて、市長が次条第 1 項の規定により指定する地域をいう。

2 この条例において「井戸」とは、動力を用いて地下水（温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）による温泉及び鉱業法（昭和 25 年法律第 289 号）第 3 条第 1 項の可燃性天然ガスの掘採に伴う地下水を除く。以下同じ。）を採取するための設備で、揚水機の吐出口の断面積（吐出口が 2 以上あるときは、その断面積の合計。以下同じ。）が 21 平方センチメートルを超えるもの（河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、又は準用される河川の河川区域内のものを除く。）をいう。

(特定地域の指定)

第 3 条 市長は、滑川市公害防止条例（昭和 46 年条例第 1 号）第 14 条の滑川市公害対策審議会の意見を聴いて特定地域を指定するものとする。

2 市長は、特定地域を指定するときは、その旨及び区域を公示しなければならない。

(採取者の責務)

第 4 条 特定地域内において、地下水を採取する者は、地下水の水源の保全及び地下水採取に伴う障害の防止のため、地下水の使用の合理化等必要な措置を講ずるとともに、市が実施する地下水の水源の保全のための施策に協力しなければならない。

(井戸の設置の届出)

第 5 条 特定地域内において、井戸を設置して地下水を採取しようとする者は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 井戸の設置の場所
- (3) 井戸の揚水機の吐出口の断面積
- (4) 井戸により採取する地下水の量
- (5) 井戸により採取する地下水の用途
- (6) 井戸のストレーナーの位置その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出には、井戸の設置の場所を示す図面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(経過措置)

第6条 一の地域が特定地域となつた際現にその地域内に井戸を設置している者（設置の工事を行っている者を含む。）であつて地下水を採取するものは、その指定があつた日から30日以内に、規則で定めるところにより、前条第1項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による届出に準用する。

（氏名等の変更の届出）

第7条 第5条第1項又は前条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第5条第1項第1号又は第3号から第6号までに掲げる事項に変更（井戸に係る揚水機の吐出口の断面積を大きくしない場合又は井戸により採取する地下水の量を増加しない場合を除く。）があつたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 第5条第2項の規定は、前項の規定による届出のうち第5条第1項第3号から第5号までに掲げる事項の変更に係る届出について準用する。

（井戸の廃止の届出）

第8条 第5条第1項又は第6条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る井戸の使用を廃止したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

（水量測定器の設置等）

第9条 特定地域内において、井戸により地下水を採取する者であつて規則で定めるものは、規則で定めるところにより、当該井戸ごとに水量測定器を設置し、当該井戸により採取する地下水の量を記録し、及びこれを市長に報告しなければならない。

2 前項の規定は、一の地域が特定地域となつた際現にその地域内に井戸を設置している者（設置の工事を行っている者を含む。）であつて地下水を採取するものの井戸については、その指定があつた日から1年を経過するまでの間は、適用しない。

（指導又は勧告）

第10条 市長は、特定地域内において、地下水を採取する者に対し、地下水の水源の保全及び地下水の採取に伴う障害の防止のため、必要な指導又は勧告を行うことができる。

（報告及び検査）

第11条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、特定地域内において、井戸により地下水を採取する者に対し、当該井戸の状況その他必要な事項の報告を求め、又は職員をして、当該井戸により地下水を採取する者の工場、事業所その他の場所に立ち入り、当該井戸その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

（適用除外）

第12条 第5条から第9条までの規定は、水道事業用及び農業用その他規則で定める用途に供するために、特定地域内において、井戸により地下水を採取する者については、適用しない。

(援助)

第13条 市長は、規則で定める小規模事業者が行う規則で定める施設等の設置について必要な援助をすることができる。

(規則への委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第15条 次の各号の一に該当するも者は、3万円以下の罰金に処する。

- (1) 第5条第1項又は第6条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第9条第1項の規定に違反して水量測定器を設置せず、又は同項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者
- (3) 第11条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(両罰規定)

第16条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条から第16条までの規定は、規則で定める日から施行する。

(昭和52年規則第6号で第5条から第16条までの規定は昭和52年4月1日から施行)

4. 滑川市地下水の採取に関する条例施行規則

〔昭和 52 年 3 月 3 日〕
規則 第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、滑川市地下水の採取に関する条例（昭和 51 年条例第 21 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(届出書の様式)

第 2 条 次の各号に掲げる届出は、それぞれの該当各号に定める届出書によつてしなければならない。

- (1) 条例第 5 条第 1 項及び第 6 条第 1 項の規定による届出 井戸設置（使用）届出書（様式第 1 号）
- (2) 条例第 7 条第 1 項の規定による届出
ア 氏名等変更届出書（様式第 2 号）
イ 井戸の揚水機の吐出口の断面積等変更届出書（様式第 3 号）
- (3) 条例第 8 条の規定による届出 井戸使用廃止届出書（様式第 4 号）

(井戸の設置の届出に係る届出事項等)

第 3 条 条例第 5 条第 1 項第 6 号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 井戸の構造
 - (2) 揚水機の種類及び構造
 - (3) 井戸の使用方法
- 2 条例第 5 条第 2 項（条例第 6 条第 2 項及び第 7 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。
- (1) 井戸の構造図
 - (2) 地下水利用系統図

(受理書)

第 4 条 市長は、条例第 5 条第 1 項又は第 6 条第 1 項の届出を受理したときは、受理書（様式第 5 号）を当該届出をした者に交付するものとする。

(水量測定器の設置等)

第 5 条 条例第 9 条第 1 項の規則で定める者は、井戸の揚水機の吐出口の断面積（吐出口が 2 以上あるときは、その断面積の合計）が、一の地域が特定地域となつた日（以下「特定地域の指定の日」という。）前に設置されている井戸（既に着工されているものを含む。）にあつては 60 平方センチメートルを超えるものを、特定地域の指定日以後に設置される井戸にあつては 21 平方センチメートルを超えるものを設置している者とする。

- 2 条例第 9 条第 1 項の規定により設置する水量測定器は、次に掲げるものであつて井戸の構造、採取時間等に応じ採取する地下水の量を正確に測定できるものとする。
- (1) 接線流羽根車式水道メーター
 - (2) 軸流羽根車式水道メーター

- (3) 円板型水道メーター
- (4) ロータリーピストン型水道メーター
- (5) ピストン型水道メーター
- (6) ベンチュリー管分流式水道メーター
- (7) ローター型水道メーター
- (8) 複合型水道メーター
- (9) 副管付水道メーター
- (10) 前各号に掲げるものと同等以上の能力を有すると市長が認めた水量測定器

3 条例第9条第1項の規定による採取する地下水の量の記録は、3年間保存しなければならない。

4 条例第9条第1項の規定による報告は、地下水採取量報告書（様式第6号）により、毎年4月末日までにしなければならない。

（立入検査の身分証明書）

第6条 条例第11条第2項に規定する身分を示す証明書は、立入検査証（様式第7号）によるものとする。

（適用除外）

第7条 条例第12条の規則で定める用途は、次に掲げるものであつて専用に供されるものとする。

- (1) 工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第4項に規定する工業用水道事業の用途
- (2) 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路の融雪の用途
- (3) 鉄道又は軌道の融雪の用途
- (4) 防火その他保安の用途
- (5) 前各号に掲げる用途のほか市長がやむを得ないと認めた用途

（小規模事業者の定義）

第8条 条例第13条の規則で定める小規模事業者とは、滑川市公害防止条例施行規則（昭和46年規則第10号）第6条の規定によるものとする。

（援助の対象施設等）

第9条 条例第13条の規則で定める施設等とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 第5条第2項第1号から第10号までの水量測定器
- (2) 特定地域内において、井戸を設置して地下水を採取している者が行う地下水の採取量を減少させるために必要な井戸の改造、水源を転換するために必要な井戸の整備又は水の使用を合理化するために必要な設備

（細則）

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

5. 滑川市環境対策審議会規則

〔昭和46年4月5日〕
規則第11号

改正 平成12年3月22日規則第9号

(目的)

第1条 この規則は、滑川市公害防止条例（昭和46年条例第1号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、滑川市公害対策審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 審議会は、会長、副会長及び委員をもつて組織する。

(会長及び副会長)

第3条 会長は、委員の互選により、副会長は、会長の指名によるものとする。

2 会長は、審議会を統轄する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときその職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会は、必要に応じて会長が招集する。

2 会議の議長は、会長がこれにあたる。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第5条 会長は必要に応じて、臨時に専門委員を委嘱することができる。

(幹事)

第6条 審議会に幹事及び書記を若干名置き、市職員のうちから市長が任命する。

2 幹事、及び書記は、会長の命を受け、審議会の庶務にあたる。

(関係者の出席)

第7条 会長は必要と認めたときは、議事に関係のある者に出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(細則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営その他に関し、必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

6. 滑川市公害防止施設整備資金利子補給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、滑川市小規模事業者が公害防止施設の整備を図るため、金融機関から必要資金の融資を受けた場合、借入資金の利子補給について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に定める用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 金融機関とは、富山県中小企業環境施設整備資金融資要綱（以下「県要綱」という。）に基づく取扱金融機関をいう。
- (2) 公害とは、滑川市公害防止条例（昭和46年滑川市条例第1号）第2条に規定する公害をいう。

(利子補給)

第3条 市長は、小規模事業者が公害防止に必要な施設を整備するため、県要綱の規定により金融機関から融資を受けた資金について、前年度の市税を完納している者に対し、毎年度予算の範囲内で利子を補給する。

(利子補給率等)

第4条 利子補給は、小規模事業者が金融機関に支払った利子（延滞利子を除く。）に対して行うものとし、その利子補給率は、年2パーセント以内とする。ただし、1年間につき総額10万円をこえないものとする。

2 利子補給の対象となる利子は、毎年1月1日から12月31日までに金融機関に支払った利子とする。

(利子補給の申請)

第5条 公害防止施設整備資金利子補給金（以下「利子補給金」という。）の交付を受けようとする小規模事業者は、利子補給金交付申請書（様式第1号）に公害防止施設整備完了届（様式第2号）を添え、市長に届け出しなければならない。

(利子補助金の交付)

第6条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、利子補給金を交付する。

(変更の届出)

第7条 利子補給金を受けているものが、次の各号の一に該当するときは遅滞なく市長に届け出なければならない。

- (1) 住所又は事業場の所在地を変更したとき。
- (2) 各称又は代表者に変更があつたとき。

(利子補給の期間)

第8条 利子補給金の交付期間は、1件につき5ヶ年以内とする。

(利子補給金の打切り等)

第9条 市長は、利子補給金の交付の決定を受けた者がその借入金を目的以外で使用したときは、利子補給を打切り、又は利子補給金の返還を命ずること

ができる。

附 則

この要綱は、昭和 46 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

7. 滑川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例

〔平成7年3月27日〕
条例第4号

改正 平成9年3月31日条例第14号 平成10年3月27日条例第12号
平成12年3月22日条例第6号 平成13年3月26日条例第11号
平成14年12月27日条例第29号 平成15年12月22日条例第18号
平成16年4月1日条例第12号 平成21年3月26日条例第10号
平成25年12月27日条例第45号 平成31年3月25日条例第11号

滑川市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例（昭和47年条例第2号）の全部を改定する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第9条）
- 第2章 廃棄物の減量及び資源の有効な利用（第10条—第13条）
- 第3章 廃棄物の適正処理（第14条—第19条）
- 第4章 手数料等（第20条—第22条）
- 第5章 雑則（第23条・第24条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市、市民及び事業者が相互に協力し、廃棄物の発生の抑制及び再利用の促進により廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物を適正に処理し、併せて生活環境を清潔にすることにより、資源の有効な利用、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もつて市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）で使用する用語の意義の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 再利用 活用しなければ不用となる物又は廃棄物のうち有用な物を再び使用すること、又は資源として利用することをいう。
- (2) 事業系廃棄物 事業活動に伴つて生じた一般廃棄物（以下「事業系一般廃棄物」という。）及び産業廃棄物をいう。

（市の責務）

第3条 市は、あらゆる施策を通じて、廃棄物の減量及びその適正な処理並びに資源の有効な利用の確保（以下「廃棄物の減量等」という。）の推進に努めなければならない。

- 2 市は、前項の施策の推進に当たっては、市民及び事業者の意識の啓発を図るとともに、その自主的な活動の促進を図らなければならない。

（市民の責務）

第4条 市民は、廃棄物の発生の抑制及び再利用を図ること等により、廃棄物

の減量に努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する廃棄物の減量等に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業系廃棄物の発生の抑制及び再利用を図ること等により、廃棄物の減量に努めるとともに、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

- 2 事業者は、市が実施する廃棄物の減量等に関する施策に協力しなければならない。

(清掃の保持等)

第6条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合には、管理者とする。以下同じ。）は、当該土地又は建物の清潔を保持するとともに、みだりに廃棄物が捨てられることのないよう適正な管理を行うことにより、生活環境が良好に保たれるよう努めなければならない。

- 2 何人も、公園、広場、道路、河川、海岸その他の公共の場所にみだりに廃棄物を捨てる等により、当該公共の場所を汚してはならない。
- 3 前項に規定する公共の場所において、宣伝物、印刷物その他の物（以下「宣伝物等」という。）を公衆に配布し、又は配布させた者は、当該公共の場所に宣伝物等が散乱した場合は、速やかに当該宣伝物等を回収し、適正に処理しなければならない。
- 4 土木、建築等の工事を行う者は、工事に伴って生じた土砂、がれき、廃材等を適正に管理し、道路その他の公共の場所に当該物が飛散し、又は流出することによつて生活環境の保全上支障が生ずることのないようにしなければならない。

(廃棄物減量等推進審議会)

第7条 廃棄物の減量等に関し、審議するため、滑川市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、委員15人以内で組織する。
- 3 審議会の委員は、学識経験者、地域住民の代表者、関係団体の代表者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(廃棄物減量等推進員)

第8条 市長は、廃棄物の減量等の推進に熱意と識見を有する者のうちから、廃棄物減量等推進員を委嘱することができる。

- 2 廃棄物減量等推進員は、廃棄物の減量等の推進に関する市の施策への協力その他の活動を行う。

第9条 削除

第2章 廃棄物の減量及び資源の有効な利用 (市による減量等の推進)

第10条 市は、分別収集及び再利用の促進等のための必要な施策の実施並びに市の機関における再生品の使用等により、廃棄物の減量及び資源の有効な利用に努めなければならない。

(市民による減量等の推進)

第11条 市民は、廃棄物の発生の抑制、分別収集への協力、再利用を促進するための自主的な活動への参加及び再生品の使用等により、廃棄物の減量及び資源の有効な利用に努めなければならない。

(事業者による減量等の推進)

第12条 事業者は、事業系廃棄物の発生を抑制するとともに、物の製造、加工、販売等に際して、長期間使用することが可能な製品及び容器の開発、製品及び容器の修理並びに容器及び梱包材の回収体制の確保、過剰包装の自粛等の方策により、廃棄物の減量に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再利用の容易な製品の開発を行うとともに、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に定める再生資源をいう。）、再生部品（同条第5項に規定する再生部品をいう。）及び再生品を使用すること等により、資源の有効な利用に努めなければならない。

3 事業者は、再利用が可能な物の分別の徹底、複数の事業者の協力による資源回収その他資源の有効な利用を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(多量排出事業者に対する指示)

第13条 市長は、事業系一般廃棄物の減量を推進するために必要と認めるときは、規則で定める事業者で、事業系一般廃棄物を多量に排出すると認めるものに対し、当該事業者が排出する事業系一般廃棄物の減量に関する計画の作成を指示し、その提出を求めることができる。

第3章 廃棄物の適正処理

(市民の自己処分)

第14条 市民は、日常生活に伴って生じた一般廃棄物で容易に処分することができるものについては、生活環境の保全上支障のない方法により、自ら処分するよう努めなければならない。

(事業者の自己処理責任等)

第15条 事業者は、事業系一般廃棄物を自らの責任において、生活環境の保全上支障のない方法により、適正に処理しなければならない。

2 市長は、事業系一般廃棄物を事業者自らが処理することが困難であると認める場合に限り、処理を行うことができる。

3 前項の処理を受けようとする事業者は、市長に申し出て、その指示に従わなければならない。

4 法第11条第2項の規定に基づき、市が処理する産業廃棄物は、一般廃棄物の処理に支障のない範囲内とし、市長がその都度事業者に指示するものとする。

(適正処理困難物の指定等)

第16条 市長は、製品、容器等で廃棄された場合に、市におけるその適正な処

理が困難となるもの（次項において「適正処理困難物」という。）を指定することができる。

- 2 市長は、適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、不用となつた適正処理困難物を自ら回収する等の必要な措置を講ずるよう要請することができる。

（排出方法）

第 17 条 土地又は建物の占有者は、自ら処分しない一般廃棄物（臨時かつ多量の一般廃棄物を除く。）については、市長が指示する方法により適正に分別し、排出しなければならない。

- 2 土地又は建物の占有者は、臨時かつ多量の一般廃棄物の処理を市長に依頼しようとするときは、市長にその旨を申し出て、その指示に従わなければならない。

（排出禁止物）

第 18 条 土地又は建物の占有者は、市が行う一般廃棄物の収集に際して、次に掲げるものを排出してはならない。

- (1) 危険性、有害性若しくは引火性のある一般廃棄物又は著しい悪臭を伴う一般廃棄物
 - (2) 特別管理一般廃棄物
 - (3) 前 2 号に定めるもののほか、市が行う処理に著しい支障を及ぼすおそれのある一般廃棄物
- 2 土地又は建物の占有者は、前項各号に掲げる一般廃棄物の処分を行おうとするときは、その旨を市長に申し出て、その指示に従わなければならない。

（勧告）

第 19 条 市長は、土地又は建物の占有者が前 2 条の規定に違反していると認めるときは、これらの者に対し、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

第 4 章 手数料等

（廃棄物処理手数料）

第 20 条 市長は、一般廃棄物の処理に関し、別表第 1 に定める手数料を徴収する。

（手数料の減免）

第 21 条 市長は、天災その他特別の事情があると認めるときは、前条の手数料を減免することができる。

（一般廃棄物処理業等の許可申請等）

第 22 条 次の各号に掲げる者は、規則で定めるところによる許可申請書を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

- (1) 法第 7 条第 1 項又は第 6 項の規定による許可を受けようとする者
 - (2) 法第 7 条の 2 第 1 項の規定による事業の範囲の変更の許可を受けようとする者
 - (3) 浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）第 35 条第 1 項の規定による許可を受けようとする者
- 2 前項に規定する許可を受けようとする者は、申請の際、別表第 2 に定める

手数料を納付しなければならない。

第5章 雑則

(報告の徴収)

第23条 市長は、法第18条に定める場合を除くほか、この条例の施行に必要な限度において、土地又は建物の占有者、事業者その他必要と認める者に対し、廃棄物の減量及びその適正処理に関し必要な報告を求めることができる。

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に、改正前の滑川市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定により、一般廃棄物の処理の申出が行われた場合の処理手数料の額については、滑川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（以下「新条例」という。）別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 前項に定める場合を除くほか、新条例の施行前に旧条例の規定によりなされた手続その他の行為は、新条例中これに相当する規定があるときは、新条例の相当規定によつてなされたものとみなす。

附 則（平成9年条例第14号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年条例第12号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第6号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年条例第11号）

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の滑川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例別表第1第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に収集した特定家庭用機器に係る手数料について適用し、施行日前に収集した特定家庭用機器に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成14年条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年条例第14号）

この条例は、平成16年6月1日から施行する。ただし、別表第1（第20条関係）1一般廃棄物処理手数料の表第3項の改正規定は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成 21 年条例第 10 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の滑川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例別表第 1 第 1 項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に収集した特定家庭用機器に係る手数料について適用し、施行日前に収集した特定家庭用機器に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成 25 年条例第 45 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の滑川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例別表第 1 の表第 2 項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に収集した特定家庭用機器に係る手数料について適用し、施行日前に収集した特定家庭用機器に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成 31 年 3 月 25 日条例第 11 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の滑川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例別表第 1 の 2 の項及び 3 の項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に収集した特定家庭用機器並びに臨時に収集、運搬及び処分する一般廃棄物に係る手数料について適用し、施行日前に収集した特定家庭用機器並びに臨時に収集、運搬及び処分する一般廃棄物に係る手数料については、なお従前の例による。

8. 滑川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則

〔平成7年3月31日〕
規則第10号

改正 平成10年8月1日規則第28号 平成12年5月31日規則第23号
平成15年12月22日規則第10号 平成19年3月30日条例第11号
令和元年12月13日規則第13号

滑川市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例施行規則（昭和47年規則第18号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、別に定めがあるもののほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）、浄化槽法（昭和58年法律第43号）及び滑川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成7年条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この規則における用語の意義は、法、浄化槽法及び条例の例による。

（会長）

第3条 滑川市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定する委員がその職務を代理する。

（会議）

第4条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（庶務）

第5条 審議会の庶務は、産業民生部生活環境課において処理する。

（運営）

第6条 前3条に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

（事業系一般廃棄物の多量排出事業者の要件）

第7条 条例第13条の規則で定める事業者は、次の各号に掲げる建築物の占有者（占有者がいない場合には、管理者とする。）とする。

(1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第2条第1項に規定する特定建築物

(2) 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗

(3) 前2号に掲げるもののほか、著しく多量の事業系一般廃棄物を排出する

事業者が占有し、又は管理する建築物で、市長が特に必要と認めるもの
(一般廃棄物の処理委託)

第 8 条 条例第 15 条第 3 項及び第 17 条第 2 項に規定する一般廃棄物の処理は、市長の委託する一般廃棄物処理業者に、市の委託業務に支障のない範囲内において受託させることができる。

(委託契約期間)

第 9 条 一般廃棄物処理業者との委託契約期間は、1 年とし、毎年市長と受託者との間に委託契約書を取り交わすものとする。

(許可申請書)

第 10 条 条例第 22 条第 1 項に規定する申請書の様式は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 一般廃棄物収集運搬業許可申請書 (様式第 1 号)
- (2) 一般廃棄物処分業許可申請書 (様式第 2 号)
- (3) 一般廃棄物収集運搬業変更許可申請書 (様式第 3 号)
- (4) 一般廃棄物処分業変更許可申請書 (様式第 4 号)
- (5) 浄化槽清掃業許可申請書 (様式第 5 号)

(許可証の交付)

第 11 条 市長は、前条各号に定める許可申請書に基づき、一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業の許可又は事業の範囲の変更の許可及び浄化槽清掃業の許可をしたときは、その者に対し、次の各号に掲げる業の区分に応じ、当該各号に定める許可証を交付する。

- (1) 一般廃棄物収集運搬業 一般廃棄物収集運搬業許可証 (様式第 6 号)
- (2) 一般廃棄物処分業 一般廃棄物処分業許可証 (様式第 7 号)
- (3) 浄化槽清掃業 浄化槽清掃業許可証 (様式第 8 号)

2 許可を受けた者は、許可証を亡失し、又は損傷したときは、直ちに市長に許可証再交付申請書 (様式第 9 号) を提出し、許可証の再交付を受けなければならない。

(事業の廃止)

第 12 条 一般廃棄物処理業者及び浄化槽清掃業者 (以下「処理業者等」という。) は、その事業の全部又は一部を廃止しようとするときは、事前に市長に届け出なければならない。

(許可証の返還)

第 13 条 処理業者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに第 11 条の許可証を市長に返還しなければならない。

- (1) 許可の有効期限が満了したとき。
- (2) 事業の全部を廃止したとき。
- (3) 事業の範囲の変更の許可を受けたとき。
- (4) 許可を取り消されたとき。

(許可の有効期限)

第 14 条 一般廃棄物収集運搬業、一般廃棄物処分業及び浄化槽清掃業の許可の有効期限は、許可の日から 2 年以内とする。

(報告)

第 15 条 処理業者等は、毎月 10 日までに、前月中の一般廃棄物処理及び浄化槽清掃の業務状況について一般廃棄物（収集運搬・処分）取扱状況報告書（様式第 10 号）及び浄化槽清掃取扱状況報告書（様式第 11 号）により市長に報告しなければならない。

（細則）

第 17 条 この規則に定めるもののほか、法、浄化槽法、及び条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行前に、改正前の滑川市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例施行規則の規定によりなされた手続その他の行為は、改正後の滑川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則の相当する規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則（平成 10 年規則第 28 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成 10 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 12 年規則第 23 号）

この規則は、平成 12 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年規則第 10 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 19 年規則第 11 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前に、改正前の滑川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則の規定によりなされた手続きその他の行為は、改正後の滑川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則の規定によりなされた手続きその他の行為とみなす。

附 則（令和元年 12 月 13 日規則第 13 号）

この規則は、令和元年 12 月 14 日から施行する。

9. 滑川市環境美化促進条例

〔平成13年12月25日〕
〔条例第25号〕

(目的)

第1条 この条例は、空き缶等の散乱、飼い犬等のふん害及び空き地の雑草繁茂を防止することにより、快適な生活環境の保全と清潔で美しいまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き缶等 空き缶、空き瓶、プラスチック等の飲料容器、たばこの吸い殻、紙くずその他捨てられることによつてごみの散乱の原因となるものをいう。
- (2) ふん害 飼い犬等のふんにより道路、公園その他の公共の場所(以下「公共の場所」という。)又は飼い主以外の者が所有し、占有し、若しくは管理する土地(以下「他人の土地」という。)を汚すことをいう。
- (3) 空き地 宅地化された土地又は住宅地に隣接する土地若しくはこれらに準ずる土地で所有者、占有者又は管理者が使用していないものをいう。
- (4) 市民等 市内に居住し、勤務し、若しくは在学し、又は滞在し、若しくは市内を通過する者をいう。
- (5) 事業者 市内で事業活動を行うすべての者をいう。
- (6) 飼い主 飼い犬等を所有し、飼育し、又は管理する者をいう。
- (7) 所有者等 土地又は建物を所有し、占有し、又は管理する者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するために必要な施策を総合的かつ計画的に実施するとともに、その実施について、市民等、事業者、飼い主、所有者等、関係行政機関及び関係諸団体に対して協力を要請するものとする。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、家庭外で自ら生じさせた空き缶等を持ち帰る等、これらを散乱させることのないようにしなければならない。

- 2 市民等は、自主的に清掃及び空き缶等の散乱防止活動に参加し、地域における環境美化に努めるとともに、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、空き缶等その他の廃棄物の散乱を防止するため市民等に対する啓発活動を行うとともに、事業活動を行う場所及びその周辺の清掃を行わなければならない。

- 2 事業者は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

(飼い主の責務)

第6条 飼い主は、ふん害を防止するため、ふんを処理するための用具等を携行し、飼い犬等が公共の場所又は他人の土地でふんをしたときは、直ちに回収しなければならない。

(所有者等の責務)

第7条 所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地及び建物の環境美化のため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 所有者等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

(投棄の禁止)

第8条 何人も、みだりに空き缶等を、公共の場所及び他人の土地に捨ててはならない。

(空き地の管理)

第9条 空き地の所有者、占有者又は管理者は、繁茂する雑草、枯れ草又は投棄された廃棄物等を放置して周辺の生活環境を損なうことのないよう、常に空き地を適切に管理しなければならない。

(指導又は勧告)

第10条 市長は、前5条の規定に違反した者に対し、良好な生活環境の確保を図るために必要な限度において、改善その他必要な措置を講ずるよう指導又は勧告をすることができる。

(命令)

第11条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に従わないときは、履行期限を定めてその勧告に従うよう書面により命令することができる。

2 市長は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、命令を受けるべき者にその理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

(公表)

第12条 市長は、前条第1項の命令を受けた者が正当な理由がなくその命令に従わないときは、その旨を公表することができる。

(立入検査)

第13条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、空き缶等が散乱している土地、建物及び空き地等に立ち入り、必要な検査を行わせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第15条 第11条第1項の規定による命令に従わない者は、5万円以下の過料に処することができる。

附 則

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

10. 滑川市環境美化促進条例施行規則

〔平成 14 年 3 月 29 日〕
規則 第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、滑川市環境美化促進条例（平成 13 年条例第 25 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(市の施策)

第 2 条 条例第 3 条の規定による施策は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 空き缶等の散乱、雑草による繁茂及びふん害の防止についての市民等、事業者、飼い主及び土地の所有者等に対する意識の啓発及び広報活動の推進に関する事。
- (2) 空き缶等の再資源化の促進に関する事。
- (3) 環境美化実践活動の支援及び推進に関する事。
- (4) その他環境美化に必要と認める事項。

(勧告)

第 3 条 条例第 10 条の規定による勧告は、勧告書（様式第 1 号）により行うものとする。

(命令)

第 4 条 条例第 11 条第 1 項の規定による命令は、命令書（様式第 2 号）により行うものとする。

(公表)

第 5 条 条例第 12 条の規定による公表は、滑川市公告式条例（昭和 29 年条例第 1 号）の例により、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 住所（法人にあつては、その所在地）
- (2) 氏名（法人にあつては、その名称及び代表者）
- (3) 命令の内容及び命令に従わない旨

(身分証明書)

第 6 条 条例第 13 条第 2 項に規定する職員の身分を示す証明書は、立入検査員証（様式第 3 号）によるものとする。

(委任)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

11. 滑川市の大地と水循環を守る条例

平成30年12月18日
条例第22号

目次

前文

第1章 総則（第1条―第6条）

第2章 水源涵養保全地域の指定（第7条・第8条）

第3章 協議対象事業の事前協議及び規制対象事業の認定（第9条―第15条）

第4章 大地と水循環保全審議会の設置等（第16条）

第5章 立入調査の実施、命令及び公表等（第17条―第19条）

第6章 雑則（第20条）

附則

滑川市は、立山連峰から富山湾に流れ出る早月川が作りだした早月川扇状地にある。この早月川扇状地は、砂礫が堆積し良質な地盤を形成しており、山林などとともに、豊富な地下水や湧水を生み出すなど、良好な大地と水循環を形成している。これらの豊富な地下水や湧水は、水道水、生活用水、農業用水又は工業用水など、市民の貴重な水資源として生活に潤いを与え、産業や文化の発展を支えるとともに、地域の誇りである特別天然記念物のホタルイカ群遊海面など、地域固有の景観を形成し、緑豊かな大地と水の潤いを育んできた。永い年月の中で形成されてきた、市民のかけがえのない財産である良好な大地と水循環を将来にわたって引き継いでいくためには、市、事業者及び市民等が、それぞれの責務を果たしながら、この豊かな自然環境に悪影響を与える行為を抑制し、時代とともに変化する社会環境に的確かつ柔軟に対応しなければならない。

ここに、本市の良好な大地と水循環の保全を推進し、現在及び将来にわたって、市民がこれらの恩恵を享受できるよう、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市の良好な大地と水循環の保全を図るため、必要な施策の基本となる事項並びに土地及び地下水の保全に関する事項について定め、良好な大地と水循環の保全に関する施策を総合的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 水循環 水が、蒸発、降下、流下又は浸透により、海域等に至る過程で、地表水又は地下水として河川の流域を中心に循環することをいう。
- (2) 良好な大地と水循環 地下水を涵養する機能、土壌が水を浄化する機能その他の水循環の有する機能が十分に発揮され、人の活動及び環境保全に果たす水の機能が適切に保たれた状態をいう。

- (3) 事業者 市内において事業活動又は公益的な活動を行う個人、法人及び団体をいう。
- (4) 市民 市内に住所を有する者をいう。
- (5) 市民等 市民、市内に居所を有する者及び市内に所在する土地、建築物等の所有者又は占有者をいう。

(基本理念)

第3条 市、事業者及び市民等は、市内の水循環を形成する地下水及び湧水（以下「地下水等」という。）が、早月川扇状地及び山林等の豊かな自然環境に支えられており、それらは市民の生活や経済活動に欠くことのできない資源であることを認識し、地下水等を公共水と位置付け、良好な大地と水循環の保全に関する施策を連携し、協働して推進するものとする。

2 市、事業者及び市民等は、良好な大地と水循環機能が、一旦損傷した場合の復旧が不可能又は極めて困難であることに鑑み、それぞれの責務を果たし、将来にわたり機能維持に努めるものとする。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、良好な大地と水循環の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、良好な大地と水循環の保全の重要性について理解を深め、その事業活動に際しては、水を適正に利用し、良好な大地と水循環への配慮に努めるとともに、市が実施する良好な大地と水循環の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(市民等の責務)

第6条 市民等は、基本理念にのっとり、良好な大地と水循環の保全の重要性について理解を深め、水の利用に当たっては、良好な大地と水循環への配慮に努めるとともに、市が実施する良好な大地と水循環の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 水源涵養保全地域の指定

(水源涵養保全地域の指定)

第7条 市長は、扇状地及び山林等の水源を涵養する機能を維持するために、保全を図る必要があると認められる地域を水源涵養保全地域として指定することができる。

(指定の手續)

第8条 市長は、前条の水源涵養保全地域を指定しようとするときは、あらかじめ、第16条に規定する審議会の意見を聴かななければならない。

2 市長は、水源涵養保全地域を指定しようとするときは、あらかじめ、その旨を公告し、その区域を示す図書を当該公告の日から20日以上の期間を定めて縦覧に供しなければならない。

3 前項の規定による公告があったときは、市民等又は利害関係人は、同項に規定する縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された事項について、市長に意見書を提出することができる。

- 4 市長は、前項の規定により縦覧に供された事項について異議がある旨の意見書の提出があったときは、規則で定めるところにより、当該意見書を提出した者の意見を聴くものとする。
- 5 市長は、前各項に規定する手続を経て、水源涵養保全地域を指定しようとするときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。
- 6 水源涵養保全地域の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。
- 7 前各項の規定は、水源涵養保全地域の指定を解除し、又は変更する場合に準用する。

第3章 協議対象事業の事前協議及び規制対象事業の認定

(協議対象事業)

第9条 次に掲げる事業を協議対象事業とする。

- (1) 採石法（昭和25年法律第291号）による岩石を採取する事業
- (2) 砂利採取法（昭和43年法律第74号）による砂利を採取する事業
- (3) 富山県土採取規制条例（昭和47年富山県条例第41号）による土を採取する事業
- (4) 畜産事業場を設置する事業で、規則で定めるもの
- (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場又は同令第7条第14号に規定する産業廃棄物の最終処分場を設置する事業

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当するものには、適用しない。

- (1) 国又は地方公共団体が行う事業
- (2) 非常災害のため必要な応急措置として行う事業

(協議対象事業の事前協議)

第10条 水源涵養保全地域において、前条に規定する協議対象事業を行おうとする者（第13条第3項に規定する求め又は第18条に規定する勧告若しくは命令を受け協議対象事業の内容を変更する者を含む。以下「事前協議者」という。）は、あらかじめ市長に届け出て協議しなければならない。

- 2 前項の規定による届出は、規則で定めるところにより、必要な事項を記載した協議書を市長に提出することにより行わなければならない。
- 3 前項の協議書には、規則で定める書類を添付しなければならない。
- 4 事前協議者は、協議書の内容に変更があったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(説明会の実施)

第11条 事前協議者は、前条第1項及び第4項の規定による届出を行った場合、市民その他の関係者を対象にした説明会を開催し、当該事業内容について市民等の意見を聴かななければならない。

- 2 前項に規定する市民その他の関係者とは、当該事業内容に係る事業区域の周辺地域の住民並びに利害関係を有する個人、法人及び団体をいい、その範囲は、市長と事前協議者との協議により決定するものとする。ただし、市民その他の関係者の範囲について、市長と事前協議者の協議が整わないときは、市長の決するところによる。

- 3 事前協議者は、第1項に規定する説明会において、市民その他の関係者から出された意見が、当該事業内容に反映することが合理的であると認められるときは、誠実に対応しなければならない。
- 4 事前協議者は、第1項に規定する説明会を終了したときは、当該説明会の状況を遅滞なく市長に報告しなければならない。

(規制対象事業)

第12条 第9条に規定する協議対象事業のうち、次の各号のいずれかに該当する事業を規制対象事業とする。

- (1) 他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設を損傷し、又は他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反すると認められる事業
- (2) 扇状地及び山林等の水源涵養機能を著しく阻害し、水源涵養量の減少をもたらすおそれがあると認められる事業
- (3) 地下水等の水質悪化をもたらすおそれがあると認められる事業
- (4) 地下水脈を損傷するおそれがあると認められる事業
- (5) 水道水、生活用水、農業用水又は工業用水等の確保に支障をもたらすおそれがあると認められる事業
- (6) 将来にわたる適正な土地利用の確保及び自然環境の保全に支障をもたらすおそれがあると認められる事業

(規制対象事業の認定及び通知)

第13条 市長は、事前協議者が第10条第1項及び第4項の規定による届出を行い、第11条各項に掲げる事項（以下この項において「事項」という。）を実施したときは、第16条に規定する審議会の意見を聴いた上で、事項のうち実施した日が最も遅い日から60日以内に、当該協議対象事業が規制対象事業であるか否かの認定を行うものとする。

- 2 市長は、前項の規定により規制対象事業であるか否かの認定をしたときは、その旨を告示するとともに、事前協議者に通知しなければならない。
- 3 市長は、規制対象事業であると認定した事業を行おうとする事前協議者に対し、当該協議対象事業を中止又は変更するよう求めるものとする。

(事前着手の禁止)

第14条 事前協議者は、前条第2項に規定する規制対象事業に該当しない旨の通知があるまでは、当該協議対象事業に着手してはならない。

(事業の中止及び原状回復命令)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、当該協議対象事業の中止及び相当の期間を定めて原状を回復する命令をすることができる。

- (1) 第10条第1項に規定する届出を行わずに協議対象事業に着手した者
 - (2) 前条の規定に違反して協議対象事業に着手した者
- 2 市長は、前項の場合において、原状の回復が困難であると認めるときは、相当の期間を定めて、これに代わるべき必要な措置をとることを命令することができる。

第4章 大地と水循環保全審議会の設置等

第16条 良好な大地と水循環の保全に関する重要な事項を調査審議するため、大地と水循環保全審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

- 2 審議会は、市長の諮問又は要請に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。
 - (1) 良好な大地と水循環の保全に関する総合的な施策に関する事項
 - (2) 水源涵養保全地域の指定に関する事項
 - (3) 規制対象事業の認定に関する事項
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、良好な大地と水循環の保全に関する重要な事項
- 3 審議会は、委員10人以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 公共的団体等を代表する者
 - (2) 学識経験者
 - (3) その他市長が必要と認める者
- 4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員の報酬は、滑川市各種委員会委員等の報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例（昭和51年滑川市条例第1号）に定めるところにより支給する。
- 6 その他審議会の組織及び運営等については、規則で定める。

第5章 立入調査の実施、命令及び公表等

（報告の徴収及び立入調査）

- 第17条** 市長は、第10条第1項及び第4項の規定による届出（以下この条において単に「届出」という。）をした者に対し、この条例の施行に必要な限度において、当該届出に係る事項について必要な報告を求めることができる。
- 2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に届出に係る土地に立ち入り、調査をさせ、又は関係者に質問させることができる。
 - 3 前項の調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（勧告及び命令）

- 第18条** 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、届出又は適切な行為を行うよう勧告することができる。
- (1) 正当な理由なく第10条第1項の規定による届出をしない者又は虚偽の届出をした者
 - (2) 正当な理由なく第13条第3項に規定する求めに応じない者
- 2 市長は、前項の規定による勧告に従わなかった者に対し、当該勧告に従うよう命令することができる。

（公表）

- 第19条** 市長は、第15条の規定による命令又は前条第2項の規定による命令を受けた者が正当な理由がなく当該命令に従わないときは、当該命令に従わない旨並びに命令に従わない者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を公表することができる。
- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該命令に従わない者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第6章 雑則

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
(滑川市各種委員会委員等の報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例の一部改正)
- 2 滑川市各種委員会委員等の報酬及び費用弁償並びに実費弁償に関する条例(昭和51年滑川市条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「

廃棄物減量等推進審議会委員	日額 5,000	
文化財調査審議会委員	年額 13,000	日額 1,300

」を「

廃棄物減量等推進審議会委員	日額 5,000	
大地と水循環保全審議会委員	日額 5,000	
文化財調査審議会委員	年額 13,000	日額 1,300

」に改める。

12. 滑川市の大地と水循環を守る条例施行規則

〔平成30年12月18日
規則第21号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、滑川市の大地と水循環を守る条例（平成30年滑川市条例第22号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(意見書の提出)

第3条 条例第8条第3項の規定による意見書は、水源涵養保全地域の指定等に関する意見書（様式第1号）によるものとする。

(意見の聴取)

第4条 条例第8条第4項の規定による意見の聴取（以下「意見聴取」という。）に当たっては、当該意見を提出した者（以下「意見提出者」という。）に対し、意見聴取の日時及び場所を、その期日の1週間前までに意見聴取通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 意見提出者は、意見聴取に当たって、代理人又は補佐人を出席させることができる。この場合において、意見提出者は、意見聴取の期日の3日前までに、代理人等届出書（様式第3号）により、代理人又は補佐人を市長に届出するものとする。

(協議対象事業)

第5条 条例第9条第1項第4号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 豚房施設で豚房の総面積が50平方メートル以上のもの
- (2) 牛房施設で牛房の総面積が200平方メートル以上のもの
- (3) 馬房施設で馬房の総面積が500平方メートル以上のもの
- (4) 富山県公害防止条例施行規則（昭和45年富山県規則第30号）別表第1に掲げる動物の飼養の用に供するものに該当する施設

(協議書の提出等)

第6条 条例第10条第2項の規定による協議書は、協議対象事業の事前協議書（様式第4号）によるものとする。

2 条例第10条第3項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業場の位置図
- (2) 事業場の区域を示す平面図
- (3) 事業内容が分かる書類及び図面
- (4) 隣接地を含む事業場の公図の写し
- (5) 事業場及び隣接地の地権者の氏名を記載した書面

- (6) 事業場の縦断図（測量が済んでいない場合は、それに準ずる図面）
 - (7) その他市長が必要と認める書類
- 3 条例第 10 条第 4 項の規定による届出書は、協議書内容の変更届出書（様式第 5 号）によるものとする。

（認定結果の通知）

第 7 条 条例第 13 条第 2 項の規定による事前協議者への通知は、認定結果通知書（様式第 6 号）により行うものとする。

- 2 条例第 13 条第 3 項に規定する求めは、協議対象事業中止（変更）要求書（様式第 7 号）により行うものとする。

（事業の中止及び原状回復命令）

第 8 条 条例第 15 条に規定する事業の中止及び原状を回復する命令等は、事業の中止及び原状回復等命令書（様式第 8 号）により行うものとする。

（審議会の組織及び運営等）

第 9 条 条例第 16 条第 6 項の規則で定める組織及び運営等は、次のとおりとする。

- (1) 審議会には、会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (3) 審議会は、市長が招集し、会長は、審議会の会議の議長となる。
- (4) 会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。
- (5) 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（身分証明書）

第 10 条 条例第 17 条第 3 項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（様式第 9 号）に定めるものとする。

（勧告書）

第 11 条 条例第 18 条第 1 項の規定による勧告は、勧告書（様式第 10 号）により行うものとする。

（命令書）

第 12 条 条例第 18 条第 2 項の規定による命令は、命令書（様式第 11 号）により行うものとする。

（細則）

第 13 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第15号

滑川市の環境

令和2年3月発行

編集 滑川市産業民生部生活環境課

発行 滑川市役所

〒936-8601

富山県滑川市寺家町104番地

TEL 076-475-2111

FAX 076-475-6299